

福岡県社保協

九沖ブロック事務局長会議報告

2024年3月12日

甲斐 光洋

1. 主な報告事項

(1) 後期高齢者医療広域連合議会への取り組み

○日時：2024年2月14日（水）14:00～16:00 @博多サンヒルズホテル

2. この間の活動・渉外関係 12/13以降

①12/17（日）国保改善運動学習交流集会

①1/5（金）第29期福岡県社保協第6回事務局会議 ⇒別紙報告

②1/11（木）第29期福岡県社保協第3回幹事会 ⇒別紙報告

③1/15（月）「安心できる国保のために」学習会

④1/16（火）「福岡県の社会保障」第66号編集会議

⑤1/26（金）第29期第4回国保部会 ⇒別紙報告

⑥2/2（金）第29期福岡県社保協第7回事務局会議 ⇒別紙報告

⑦2/12（月）2023年度中央社保協全国代表者会議

⑧2/14（水）後期高齢者医療広域連合議会 スタンディング宣伝&議会傍聴

⑨2/21（水）福岡県国民健康保険運営協議会傍聴

⑩3/1（金）第29期福岡県社保協第8回事務局会議 ⇒別紙報告

⑪福岡県社保協F a x M a i l ニュースNo.123～124

⑫北九社保協通信 1月号

⑬福岡県民医連県民運動部ニュースNo.32

3. 署名・要請書関連

①原発事故被害者訴訟原告団事務局より

・原発被害者訴訟全国連の「原発事故は国の責任です」共同署名

②軽度外傷性脳損傷（MTBI）患者・家族の会

・紙媒体による金融サービスの継続を求める請願

4. 情勢資料・その他

・西日本新聞記事

以上

2024（令和6）年1月22日

福岡県後期高齢者医療広域連合議会

議長 只松 秀喜 様

【請願人】福岡県社会保障推進協議会

会長 大脇 為常

福岡市博多区博多駅前1丁目

19-3 博多小松ビル2階

【紹介議員】 中山 郁美

75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の中止などを求める意見書提出 についての請願書

請願趣旨

政府は2022年10月1日から、75歳以上で、年収200万円以上の370万人（後期高齢者医療制度加入者の約20パーセント）の方々への医療費窓口2割負担を強行しました。

この間、高齢者の生活実態は、コロナ禍や、年金削減、水光熱費をはじめとするあらゆる生活物資の物価高騰から、年金だけでは生活を賄えない方々が急増しています。

全国保険医団体連合会による、2022年10月22日～2023年3月24日の「受診・暮らし実態調査」によると、「過去半年以内に経済的理由で受診を控えたことがあるか」の項目では、75歳以上の窓口負担2割の人で17.2%、窓口負担1割の人は、12.8%の方があると答えており、2割化による、受診抑制は明らかです。また、2023年9月29日の厚労省が公表した「後期高齢者医療の窓口2割負担導入の影響について」の中でも、2022年4月～8月と2022年11月から2023年3月の受診日数の比較では、2割負担の人の受診日数は1割負担の人に比べて3.1%も低くなっており、窓口2割負担による受診抑制は浮彫りとなりました。

その一方で、政府は、2023年12月2日に、現行の健康保険証を2024年12月2日に廃止してマイナンバーカードと一体の「マイナ保険証」一本化を閣議決定しました。このままでは、マイナカードの申請や、受診の際の持参すべき資格確認書や書類など、一般のみならず高齢者にとってもあまりに複雑なため、医療現場は大混乱となり、多くの無保険者が生みだされかねません。さらに、2024年度からの後期高齢者医療の保険料値上げ、介護保険においても利用者負担2割の対象拡大など大幅な負担増がもくろまれています。今、政府が成すべきことは、これ以上の受診抑制を引き起こさないために、高齢者の医療費窓口2割化を中止することと、国民も患者も医療機関も望んでいない、受療権の大きな侵害につながる「現行保険証の廃止とマイナ保険証一本化」を中止することです。

以上の趣旨により、下記事項についてお願いいたします。

請願事項

- 1、国と関係省庁に対し、「75歳以上の医療費窓口負担について2割化の中止を求める意見書」を提出してください。
- 2、国と関係省庁に対し、「健康保険証を存続し、マイナンバーカード一体型保険証の一本化を中止することを求める意見書」を提出してください。



福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

| 区分 | 氏名 | 役職 |
|----|---------|----------|
| 1 | 鷹木 研一郎 | 北九州市議会議員 |
| | 小宮 けい子 | 北九州市議会議員 |
| | 井上 しんご | 北九州市議会議員 |
| 2 | 近藤 里美 | 福岡市議会議員 |
| | 中山 郁美 | 福岡市議会議員 |
| | 浜崎 太郎 | 福岡市議会議員 |
| 3 | 松月 よし子 | 糸島市議会議員 |
| | 長田 秀樹 | 糸島市議会議員 |
| 4 | ◎ 只松 秀喜 | 久山町議会議長 |
| | 箱田 彰 | 粕屋町長 |
| 5 | ○ 吉田 剛 | 宗像市議会副議長 |
| | 原崎 智仁 | 福津市長 |
| 6 | 平井 一三 | 筑紫野市長 |
| | 楠田 大蔵 | 太宰府市長 |
| | 井本 宗司 | 大野城市長 |
| 7 | 林 裕二 | 朝倉市長 |
| | 田頭 喜久己 | 筑前町長 |

◎：議長、○：副議長

| 区分 | 氏名 | 役職 |
|----|--------|-----------|
| 8 | 倉重 良 | 大川市長 |
| | 中山 哲志 | 大刀洗町長 |
| | 田中 貴子 | 久留米市議会副議長 |
| 9 | 西田 正治 | 筑後市長 |
| | 三田村 統之 | 八女市長 |
| 10 | 関 好孝 | 大牟田市長 |
| | 松嶋 盛人 | みやま市長 |
| 11 | 江口 徹 | 飯塚市議会議長 |
| | 井上 利一 | 桂川町長 |
| 12 | 塩川 秀敏 | 宮若市長 |
| | 井上 頼子 | 小竹町長 |
| 13 | 村上 卓哉 | 田川市長 |
| | 道 廣幸 | 赤村長 |
| 14 | 福田 浩 | 中間市長 |
| | 織田 隆徳 | 遠賀町議会議長 |
| 15 | 工藤 政宏 | 行橋市長 |
| | 坪根 秀介 | 上毛町長 |

(規約別表第2における区分)

令和6年第1回後期高齢者医療広域連合議会定例会
議案に関する説明書

令和6年2月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合

目 次

| 議案番号 | 件 名 | 頁 |
|---------|---|----|
| 議案第 1 号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合第 4 期広域計画の作成について | 1 |
| 議案第 2 号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について | 3 |
| 議案第 3 号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償 及び旅費に関する条例の一部改正について | 6 |
| 議案第 4 号 | 令和 5 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） | 8 |
| 議案第 5 号 | 令和 6 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算 | 11 |
| 議案第 6 号 | 令和 6 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算 | 12 |

【議案第1号】

福岡県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の作成について

1 広域計画の定義

広域計画は、後期高齢者医療制度の運営に際し、広域連合及び構成市町村が相互にその役割を担い、連携を図りながら事務事業を適切かつ円滑に行うために、地方自治法第291条の7の規定により作成が義務付けられており、「広域連合規約」第5条において、広域計画に定める事項として、「(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること」、「(2) 広域計画の期間及び改定に関すること」の2項目を掲げている。

2 広域計画の作成

現在の第3次広域計画が、令和5年度をもって計画期間の満了を迎えるため、第4次広域計画を作成する。

第4次広域計画では、第3次広域計画作成後の現状を踏まえ、改めて取り組むべき課題を明らかにし、課題に対応するための基本的な方針及び必要な施策等を定める。

3 広域計画の期間

第3次広域計画の計画期間は、広域計画の下位計画として、効率的かつ効果的に保健事業を実施し被保険者の健康増進を図り、医療費適正化に資するため策定する第2期データヘルス計画と計画期間の整合を図るため、平成30年度から令和5年度までの6年間とした。

第4次広域計画の計画期間は、第3次広域計画と同じく次期データヘルス計画との整合を図ることとし、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

4 第4次広域計画の主な見直し内容

| 見直し箇所 (第3次広域計画の箇所) | 主な見直し内容 |
|-----------------------|--|
| 2 制度を取り巻く現状と課題 | |
| (1) 現状 | ・被保険者数の見直しについて、人口推計を踏まえ具体的に記述。 ・一人当たり医療費等について、これまでの状況等を踏まえ記述を整理。 ・保険料について、令和6年度からの制度改正で後期高齢者負担率の伸びが大きくなり、更に保険料上昇が見込まれることを記述。 |
| 3 基本的な方針 | |
| (1) 健全な財政運営 | ・保険料対策について、運営安定化基金の活用を記述。 ・収納率向上対策について、取組の基本を記述。 |
| (3) 健康づくりの推進 | ・生活習慣病の発症及び重症化の抑制やフレイル予防等の保健事業を推進するにあたり、主な取組として、「健康診査・歯科健診及びその後のフォローアップ事業」の推進や、「適正服薬対策」の充実を記載するなど記述を整理。 |
| (4) 広報活動の充実 | ・「(4) 広報活動の充実」を「(4) 広報・広聴活動の充実」に見直し、広聴活動について記述。 |
| | ・「(5) 個人情報保護の適正管理」を追加し、個人情報保護の厳格な管理について記述。 |
| 5 計画の期間及び改定等 | ・計画期間について、データヘルス計画と整合を図っていることを記述。 |

5 広域計画の作成手続き

構成市町村に意見照会するとともに、後期高齢者医療検討委員会と協議を行い、第4次広域計画(案)を作成した。

第4次広域計画(案)について、パブリックコメントを実施したが、意見等の提出はなかった。

【議案第2号】

**福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について**

1 改正の概要

- ◆ 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合における次期特定期間(令和6・7年度)の保険料率(所得割率、被保険者均等割額)を定めるとともに、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」(平成19年政令第318号。以下「施行令」という。)が改正されることに伴い、保険料の賦課限度額、保険料の賦課総額及び所得の少ない者に係る保険料の減額の所得判定基準について、所要の改正を行うもの。
- ◆ 併せて、今回の制度改正による保険料負担の急激な上昇を緩和する措置(以下「激変緩和措置」という。)について、施行令附則が追加されることにあわせ、令和6年度の保険料の所得割率及び賦課限度額について、経過措置を設けるもの。

2 改正の内容

(1) 保険料率

保険料率(所得割率、被保険者均等割額)について、その率等を次のとおり次期特定期間(令和6・7年度)の数値に改正する。

| | 令和4・5年度 | 令和6・7年度 |
|--------------------|------------|------------|
| 所得割率 (第9条) | 100分の10.54 | 100分の11.83 |
| 被保険者均等割額 (第10条) | 56,435円 | 60,004円 |

(2) 保険料の賦課限度額(第11条)

賦課限度額について、66万円から80万円に改正する。

(3) 保険料の賦課総額(第13条)

保険料の賦課総額について以下のとおり改正する。

- ① 保険料の賦課総額を算出する際に用いる費用に、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等を追加する。
- ② 所得割総額について、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額とするよう改める。

(4) 保険料軽減対象の見直し (第15条)

被保険者均等割額を減額する基準(5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準)について以下のとおり改正する。

- ①5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29.5万円に改める。
- ②2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を53.5万円から54.5万円に改める。

(5) 激変緩和措置 (附則 令和6年度のみ)

- ①令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度の所得割率は、100分の11.02とする。
- ②昭和24年3月31日以前に生まれた者、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を有している者は、令和6年度の賦課限度額を73万円とする。

3 施行期日

令和6年4月1日

【参考】

一人当たり保険料額 (軽減適用後)

| 令和4・5年度 | 令和6・7年度 | 増減 |
|---------|---------|---------|
| 81,731円 | 90,427円 | +8,696円 |

令和6・7年度（第9期）保険料率について

1 概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部を改正する法律が公布された。

これらの制度改正を反映し、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、令和6・7年度に適用する保険料率を算定するもの。

2 改正内容

- (1) 子育てを全世代で支援するために、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入
- (2) 現役世代の保険料負担上昇を抑制するために、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し

| | 負担率 (%) | 対前期比 | |
|-------------------|------------|-------|-------|
| | | 当期－前期 | 当期／前期 |
| 令和2・3年度（第7期） | 11.41 | 0.23 | 2.06 |
| 令和4・5年度（第8期） | 11.72 | 0.31 | 2.72 |
| 令和6・7年度（第9期制度改正無） | 12.24 | 0.52 | 4.44 |
| 〃（第9期制度改正有） | 12.67 | 0.95 | 8.11 |

- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令に定められている保険料賦課限度額の引き上げ（66万円 → 80万円）

3 保険料負担の急激な上昇を緩和する措置（激変緩和措置）

- (1) 出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金を令和6・7年度は2分の1とし、負担増を抑制
- (2) 制度改正に伴う低所得層の負担が増加しないよう、均等割と所得割の比率の見直し（所得割負担率の増加）

| | 均等割：所得割 |
|----------------|---------|
| 令和2・3年度 | 53：47 |
| 令和4・5年度 | 54：46 |
| 令和6・7年度（制度改正無） | 54：46 |
| 〃（制度改正有） | 52：48 |

- (3) 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者の令和6年度の所得割額は、制度改正に伴う増加（自然増分等含む）を考慮しない場合の所得割料率を適用
- (4) 賦課限度額の段階的引き上げ
（昭和24年3月31日以前に生まれた者、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を有している者）
・令和5年度66万円 → 令和6年度73万円 → 令和7年度80万円

【議案第3号】

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

- ◆ 令和5年5月8日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」（令和5年法律第19号）により、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされた。
- ◆ また、すでに地方自治法第204条で勤勉手当を支給することができる規定されている地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイムの会計年度任用職員については、総務省発出の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、勤勉手当は支給しないことを基本とするとされていたが、今回の改正法の施行にあわせて同マニュアルが改訂され、いずれの会計年度任用職員についても勤勉手当を支給することを基本とするとされた。
- ◆ さらに、今回の勤勉手当支給に併せ、総務省からは常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与改定時期について、常勤職員と同等に遡及適用するよう令和5年度からの対応を求められている。（なお、本広域連合の会計年度任用職員の給料表は、福岡県職員の給料表を準用している。）
- ◆ これらの措置について、すでに同様の措置をとることとしている国の非常勤職員との均衡及び会計年度任用職員の給与上の処遇改善の観点を踏まえ、本広域連合においても同様の措置を講ずるため『福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例』（令和2年条例第3号）について、所要の改正を行うもの。
- ◆ 併せて、今回の会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い関連条例の所要の改正を附則によって行うもの。

2 改正の内容

- (1) 第3条（給与の種類）及び第9条（給与の支給方法等）
勤勉手当を新たに追加する。
- (2) 第5条（給料表）
会計年度任用職員の給料表として準用している福岡県職員の給料表の改定が行われた場合、その適用を翌年度からと規定している第2項を削除する。
- (3) 第13条（期末手当）
基準日に係る文言を整理する。
- (4) 第13条の2（勤勉手当）
勤勉手当の支給に関して規定する新たな条を追加する。

3 附則における関連条例の改正内容

(1) 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ・第7条（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第2項において、勤勉手当を支給する育児休業をしている職員について、会計年度任用職員を除くとする規定を削除する。

- ・第7条（部分休業の承認）

第7条の改正に伴い文言を整理する。

(2) 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正

- ・第21条（勤勉手当）

第2項の条文中の文言を、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号)の文言に合わせ整理する。

4 施行期日

- ・令和6年4月1日（改正法の施行日と合わせる。）

- ・ただし、第5条の給料表に関する改正規定は、公布の日を施行日とし、その適用は令和5年4月1日に遡る。（令和5年12月26日に公布、施行された福岡県職員の給与に関する条例の一部改正による給料表の改定が令和5年4月1日に遡って適用されるため、同改正と適用日を合わせる。）

5 経過措置

この条例の施行に関し必要な経過措置は、広域連合長が別に定める。

【議案第4号】

**令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第2号）**

1 補正の理由

- ① 令和4年度決算に伴う精算により療養給付費負担金について市町村から追加で交付を受けるため、歳入予算の増額補正を行うもの。
- ② マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業について国庫補助金が支給されるため、歳入予算の財源更正を行うもの。
- ③ 運営安定化基金の利子が予算を上回る見込みのため、歳入予算の増額補正を行うもの。
- ④ 令和4年度決算剰余金の全額を繰越金に計上するため、歳入予算の増額補正を行うもの。
- ⑤ 令和4年度決算剰余金の令和6年度財源充当分及び基金利子を運営安定化基金に積み立てるため、歳出予算の増額補正を行うもの。
- ⑥ 市町村が被保険者に支払う保険料還付金の不足について市町村に返還するため、歳出予算の増額補正を行うもの。
- ⑦ 償還金について、令和4年度決算に伴う市町村及び国の負担金、補助金及び交付金の精算が見込みを上回ったため、歳出予算の増額補正を行うもの。
- ⑧ 電算関係費の情報システムカスタマイズ委託等について事業実施期間が1年延長となったため、繰越明許費を追加するもの。
- ⑨ 令和5年度に電算処理システム運用保守業務の契約を行う必要があるため、債務負担行為を追加するもの。
- ⑩ 令和5年度に契約を行う令和6年度以降の業務委託について、債務負担行為の期間を変更するとともに、単価や業務増等に伴い限度額を変更するもの。

2 補正予算の規模

単位：千円

| | |
|---------|-------------|
| 予 算 現 額 | 852,607,955 |
| 補 正 額 | 6,001,433 |
| 補 正 後 | 858,609,388 |

3 補正予算の内容

■歳入予算■

単位：千円

| | | |
|-----|------------|-----------|
| 1 款 | 分担金及び負担金 | |
| 1 項 | 市町村負担金 | 167,019 |
| 1 目 | 事務費負担金 | |
| 1 節 | 事務費負担金 | ▲5,632 |
| 3 目 | 療養給付費負担金 | |
| 2 節 | 過年度分 | 172,651 |
| 2 款 | 国庫支出金 | |
| 2 項 | 国庫補助金 | |
| 2 目 | 民生費国庫補助金 | 5,632 |
| 1 節 | 民生費国庫補助金 | |
| 6 款 | 財産収入 | |
| 1 項 | 財産運用収入 | |
| 1 目 | 利子及び配当金 | 192 |
| 1 節 | 基金利子 | |
| 8 款 | 繰越金 | |
| 1 項 | 繰越金 | |
| 1 目 | 繰越金 | 5,828,590 |
| 1 節 | 前年度繰越金 | |
| | 前年度保険財政繰越金 | |

■歳出予算■

単位：千円

| | | |
|-------|--------------|-----------------------|
| 5 款 | 基金積立金 | |
| 1 項 | 基金積立金 | 5,803,018 |
| 1 目 | 運営安定化基金積立金 | (元金積立 5,802,826) |
| 2 4 節 | 積立金 | (利子積立 192) |
| 7 款 | 諸支出金 | |
| 1 項 | 償還金及び還付加算金 | 198,415 |
| 1 目 | 保険料還付金 | |
| 2 2 節 | 償還金、利子及び割引料 | 14,600 |
| | 市町村保険料負担金返還金 | |
| 4 目 | 償還金 | 183,815 |
| 2 2 節 | 償還金、利子及び割引料 | (市町村療養給付費負担金 172,651) |
| | 国庫支出金等返還金 | (国庫支出金 11,164) |

■繰越明許費の追加■

単位：千円

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----|-------|-------|---------|
| 総務費 | 総務管理費 | 電算関係費 | 225,837 |

■債務負担行為の追加■

単位：千円

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|-----------------|-------|---------|
| 電算処理システム運用保守委託料 | 令和6年度 | 206,035 |

■債務負担行為の変更■

単位：千円

| 事項 | 変更前 | | 変更後 | |
|---------------------------|---------------------|--------|--------------------|--------|
| | 期間 | 限度額 | 期間 | 限度額 |
| 広域連合電算処理システムネットワーク運用保守委託料 | 令和6年度から 令和10年度まで | 65,786 | 令和6年度 | 12,269 |
| 令和6年度年次更新等被保険者証作成等業務委託料 | 令和6年度から 令和7年度まで | 58,595 | 令和6年度から 令和7年度まで | 95,461 |
| 保険料賦課関係委託料 | 令和6年度 | 10,580 | 令和6年度から 令和7年度まで | 18,848 |
| 給付支給業務委託料 | 令和6年度 | 23,690 | 令和6年度 | 31,458 |
| ジェネリック医薬品利用案内通知委託料 | 令和6年度 | 4,414 | 令和6年度 | 4,936 |

【議案第5号】**令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算**

1 予算総額 ※()内は前年度当初予算額との対比

3億6,404万5千円 (+776万円)

2 主な歳入

(1) 市町村負担金 3億6,315万円 (+816万5千円)

3 主な歳出

(1) 議会費 113万3千円 (+9万5千円)

(2) 職員給与関係費 2億8,515万7千円 (+953万8千円)

(3) 庶務関係費 831万4千円 (▲130万9千円)

(4) 財務・会計・財産管理関係費 3,149万円 (▲62万9千円)

(5) 広報関係費 3,222万1千円 (+3万7千円)

【議案第6号】

令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

1 予算総額 ※()内は前年度当初予算額との対比

8,727億8,850万3千円 (+299億6,760万1千円)

2 主な歳入

| | | |
|--------------|------------------------|------------------------|
| (1) 市町村負担金 | 1,595億2,430万7千円 | (+117億1,470万円) |
| 事務費負担金 | 16億266万9千円 | (▲8,925万1千円) |
| 保険料等負担金 | 890億8,931万7千円 | (+97億3,772万6千円) |
| 療養給付費負担金 | 688億3,232万1千円 | (+20億4,622万5千円) |
| (2) 国庫支出金 | 2,874億2,987万6千円 | (+99億8,544万6千円) |
| 療養給付費負担金 | 2,064億9,693万3千円 | (+61億3,867万5千円) |
| 高額医療費負担金 | 58億4万円 | (+11億5,331万1千円) |
| 調整交付金 | 749億7,796万5千円 | (+27億4,064万6千円) |
| (3) 県支出金 | 746億4,084万5千円 | (+32億152万円) |
| 療養給付費負担金 | 688億3,232万1千円 | (+20億4,622万5千円) |
| 高額医療費負担金 | 58億4万円 | (+11億5,331万1千円) |
| (4) 後期高齢者交付金 | 3,411億4,636万9千円 | (+52億3,489万8千円) |
| (5) 繰入金 | 84億6,905万5千円 | (▲2億4,887万9千円) |
| 基金繰入金 | 84億6,905万5千円 | (▲2億4,887万9千円) |

3 主な歳出

| | | |
|---------------------------|------------------------|-------------------------|
| (1) 総務費 | 17億2,863万1千円 | (▲1億3,054万7千円) |
| レセプト点検関係費 | 2億7,321万6千円 | (▲1,824万2千円) |
| 現金給付支給事務関係費 | 2億3,040万7千円 | (+6,817万円) |
| 電算関係費 | 6億5,025万4千円 | (▲2億9,988万円) |
| (2) 保険給付費 | 8,671億6,720万6千円 | (+291億8,071万2千円) |
| 療養給付費 | 8,422億8,337万円 | (+273億3,017万1千円) |
| 訪問看護療養費 | 122億7,593万5千円 | (+4億9,647万9千円) |
| 高額療養費(現金給付) | 88億1,792万5千円 | (+11億3,203万8千円) |
| (3) 支払基金拠出金 | 4億9,891万6千円 | (+4億9,891万6千円) |
| 出産育児支援金 | 4億9,891万5千円 | (+4億9,891万5千円) |
| (4) 保健事業費 | 27億1,479万円 | (+2億8,739万3千円) |
| 健康診査費 | 16億7,098万9千円 | (+1億4,919万1千円) |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業関係費 | 9億4,528万9千円 | (+1億7,467万6千円) |

4 債務負担行為の設定

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------|--------------------|--------|
| 令和7年度年次更新等被保険者証作成等業務委託料 | 令和7年度から 令和8年度まで | 57,150 |
| 保険料賦課関係委託料 | 令和7年度 | 3,878 |
| 高額介護合算申請書入力等業務委託料 | 令和7年度 | 9,225 |
| レセプト資格点検調整等業務委託料 | 令和7年度 | 24,784 |
| 給付支給業務委託料 | 令和7年度 | 31,458 |
| ジェネリック医薬品利用案内通知委託料 | 令和7年度 | 4,986 |
| 健康診査受診票発行業務委託料 | 令和7年度 | 31,655 |
| 健康診査（歯科）受診券発行業務委託料 | 令和7年度 | 17,793 |

5 運営安定化基金の推移

(単位：千円)

| 区分 | | 令和4年度 決算 | 令和5年度 補正後予算 | 令和6年度(*) 当初予算 | 備考 |
|--------|--------|-------------|----------------|------------------|------------------------------|
| 元 金 | 積立額 | 6,497,067 | 5,802,826 | 0 | 4年度決算剰余金の6年度財 源充当分積立て |
| | 取崩額 | 0 | 8,717,935 | 8,469,055 | 6年度財源充当分として、5 年度積立額を含め取崩し |
| | 年度末現在高 | 18,960,082 | 16,044,973 | 7,575,918 | |
| 利 子 | 年度末現在高 | 46,878 | 55,239 | 68,175 | |
| 計 | 年度末現在高 | 19,006,960 | 16,100,212 | 7,644,093 | |

※第9期（令和6・7年度）保険料率算定においては、保険料上昇抑制財源として剰余金・運営安定化基金を2年間で160億円活用。

- ・令和6年度(*)は、4年度決算剰余金約58億円と基金の追加取崩し約27億円により約85億円活用し、令和6年度末基金残高は約76億円。
- ・令和7年度は、5年度決算剰余金見込約36億円と基金の追加取崩し約39億円により約75億円活用し、令和7年度末基金残高見込は約37億円。

1回目

私は、議案第6号令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。本議案は、議案第2号の条例改正による第9期つまり、2024年度及び2025年度の保険料を前提として2024年度の特別会計予算を提案するものです。新型コロナパンデミックの影響を受け経済の回復は未だ途上という中、引き続き異常な形で推移している物価高騰は被保険者の生活を直撃しております。その様な中、保険料の設定が適切なのかを中心に何点が質して参ります。

まず、保険料についてです。2022年度及び2023年度の保険料は一人あたり81,731円となっており、史上2番目の高さです。私はこの第8期に行われてきた議会において、繰り返し剰余金や基金を緊急に活用して保険料の緊急引き下げを求めてきましたが拒否されてきました。その結果、払いたくても払えない被保険者が9,000人近く生み出され、昨年11月1日時点ではその内3,176人がペナルティの短期保険証に切り替えられています。保険料がいかに過酷なものになっているかの表れです。そして今回、議案第2号によって所得割率について100分の10.54から11.83へと引き上げ、均等割額についても56,435円から60,004円へと引き上げ、賦課限度額については66万円を一気に80万円へと引き上げることとされました。これらによって、第9期の一人あたり保険料はなんと一気に8,696円増の90,427円になるというものです。そこでまず、次期一人あたり保険料を大幅に引き上げようとしている理由についてお尋ねします。また、現下の厳しい経済状況の下で遂に9万円を超えてしまうという大幅な引き上げは異常だという認識はないのか、お尋ねします。

次に保険料を軽減する手立てはないのかという問題です。

後期高齢者医療制度においては、国や自治体の負担金が増えなければ、被保険者が負担する保険料が増えて行く仕組みとなっています。高齢化が進み、被保険者が増えればその分医療費も増えて行くことは避けられず、その分を被保険者の負担に被せるとなれば保険料負担は上がる一方です。しかし、その上昇を抑えるために活用できるものとして、決算の結果生まれる剰余金と広域連合独自で持っている運営安定化基金、更には福岡県が後期高齢者医療の安定のために積み立てている財政安定化基金があります。そこで、2024年度及び2025年度それぞれで剰余金と二つの基金はいくら活用しようとしているのか、また、活用後の基金残高は2025年度末でそれぞれいくらになる見込みなのか答弁を求めます。

以上で1回目を終わります。

2回目

まず、次期保険料についてです。次長は保険料が異常に高くなる理由について、福岡県の医療給付費が全国水準を大きく上回ることを挙げられました。この理由はずっと言われ続けていますが、高齢者に対する医療提供体制の充実についてはむしろ誇るべきことであってそれを被保険者の保険料に跳ね返らないようにすることが国や県の責任です。この責任が果たされていない。しかも、今回の大幅な引き上げについては、医療確保法とその施行令、並びに健康保険法等の改正等に基づくものであってやむを得ないという趣旨の答弁をされ、「一定の抑制策を区っている」として、別に異常ではないとの立場を示されました。今、国民から見放されている国の立場に立つのか、それとも日々の暮らしの維持にさえ四苦八苦している被保険者の立場に立つのか厳しく問われています。年金頼みの75歳以上には収入が増える見込みはありません。マクロ経済スライドというとんでもないやり方で物価が上がっても年金額は抑える仕掛けが取られているからです。そして出費は増えるばかりです。もともと、消費税が10%になってから、多くの高齢者は水光熱費も食費も思うように使えなくなっています。そこに追い打ちをかけているのが現在の異常な物価高騰です。食品は夕方以降、割引の札がついたものしか買えない、1口2食で我慢。暖房は付けず、重ね着で我慢している。こういう実体は一部の限られた人の状況ではなく高齢者

のオーソドックスな節約スタイルになっています。しかし、こんな努力をしても根本的な解決にはならず、慢性的な困窮にさらされているのが実態です。何故なら、消費税以外にも取り上げられるもの、つまり介護保険料、病院での窓口負担等が引き上げられ続けてきているからです。今、更にひろがりつつあるのは介護の利用控え、そして病院での受診控えです。もうそこまで追い込まれているというのが高齢者の実態です。ここに更に大幅な保険料引き上げを行えばどうなるでしょうか。物価高騰等、厳しい経済状況における大幅な保険料引き上げは被保険者の納付困難や生活困窮を激化させるのは明らかではありませんか、御所見を伺います。

今回これほどまでの大幅な保険料引き上げが計画されているもう一つの要因は、(次長も少し触れられましたが) 岸田自公政権が強行した健康保険法等の一部改定による「全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築」という名の社会保障改悪にあります。岸田政権は子ども・子育て支援の拡充を進める財源を全世代で担うとしてこともあろうに高齢者にその負担を押し付けようとしています。それだけでなく、「高齢者医療を全世代で公平に支え合う」という名目で、「高齢者自身がかかると負担せよ」という仕組みを後期高齢者医療に入れ込んできた、これらの大改悪が今回の保険料大幅引上げにつながっています。本来、社会保障の財源は国が無駄を削って捻出するべきものです。国民同士が支え合え、お互いに負担せよというやり方をやめて軍事費を5年で2倍にするなどのとんでもないことをやめて財源をねん出すべきです。現在、国が進めている子ども・子育て支援の費用の高齢者への押し付けや医療費における後期高齢者負担率の引き上げは重大問題ではないか、御所見を伺います。

剰余金や二つの基金の活用と今後の見込みについて剰余金は運営安定化基金に積み増して2年間の保険料上昇抑制に充てるとの答弁でした。しかし、県の下におかれている財政安定化基金の62億円については手をつける予定はないとのこと。この基金は、保険料の上昇抑制のために積み立てられているものです。しかし、この10年間は1円たりとも使われておりません。この62億円を取り崩せばちょうど今回の一人約9,000円の保険料引き上げは回避できます。今はまさに異常事態です。にもかかわらず財政安定化基金を活用しないのは道理がないのではないかと、答弁を求めます。

3回目

保険料の引き上げについて、国に対して財政措置や周知・広報を求めている等と答弁されました。私も昨年11月に出席した広域連合協議会としての要望書は見ましたので、一定の努力をされていることは認識しています。しかし、まだやれることがある。国に対しては連合の協議会としての要望書提出だけにとどまらず、もっと強い形で福岡県広域連合独自でも声を上げるべきです。そして他の都道府県連合に対してもそれぞれが声を上げようと呼びかけたらどうですか。いずれにしても、緊急に国に対し、保険料引き上げの根源となっている改定健康保険法等の見直し、並びに国民の新たな負担を伴わない形で後期高齢者医療に対する緊急財政措置を求めるべきではないか、御所見を伺います。

広域連合としてもやれることはあります。二つの基金の最大限の活用です。今回の2024年度予算では剰余金58億円と基金は27億円だけの活用にとどめ76億円は残しておく計画とされており、62億円の財政安定化基金には手をつけず計画となっています。保険料は大幅に引き上げる一方、基金の活用は一部にとどめるというのでは道理が立ちません。したがって、2024年度予算においては二つの基金を全額取り崩して保険料を引き下げるとともに、2025年度に向けては県に対し財政安定化基金の大幅積み立てを求めるべきではないか、答弁を求めて私の質疑を終わります。

1回目

私は、被保険者の保険料及び医療費窓口負担の負担能力について、マイナンバー保険証について、以上2点について一般質問を行います。

まず、被保険者の保険料及び医療費窓口負担の負担能力についてです。福岡県における75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者等が対象となる被保険者は75万人にのぼります。戦前、戦中、戦後の苦難の時代を、身を粉にして働き、家族と社会のためにつくしてきた人たちや心身に障害があることにより数々の困難にさらされてきた方々です。老人福祉法には高齢者は「多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者」「豊富な知識と経験を有する者」として「敬愛されるとともに、生きがいをもてる健全な安らかな生活を保障される」と明記されています。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。ところが、社会保障費の「自然増削減」をかかげ続けてきた自公政権のもと、この間、高齢者は、コロナ禍では重症化の危険にさらされ病院の受診や介護施設での家族との面会も控えなければならない事態となりました。さらに、理不尽な年金の削減に加え医療保険料や医療費の負担増、介護保険料の引き上げなどの経済的負担にさらされ、高齢者と現役世代を対立させる世代間分断の論調によって傷つけられてきました。更に現在、高齢者は、物価高騰による生活必需品の価格や頻回に使わざるを得ないタクシーなど公共交通機関の料金の急上昇のなかで、もっとも深刻な被害を受けています。にもかかわらず、岸田自公政権は、75歳以上の医療費の窓口負担の2倍化を強行し、今後はその対象を更に拡大することを目論んでいます。介護保険料についても多くの自治体でこれまで引き上げが続き次期保険料の大幅引き上げさえ予定されています。先ほど、極めて残念なことに、新年度と翌年度の保険料を大幅に引き上げる議案が賛成多数で可決されましたが、これら被保険者の実態や負担能力をみない医療保険料や病院窓口での負担増は決して許されるものではありません。そこで、広域連合として、長引く物価高騰の影響、実質引き下げられてきた年金額、更に負担増となろうとしている介護保険料等による被保険者への影響をどう捉えているのか、お尋ね致します。

次に、マイナンバー保険証についてです。自公政権は、マイナンバーのひも付けの誤りに関する総点検が完了したとして、国民の疑問や反対の声を無視したまま健康保険証を今年12月には廃止し、マイナンバーカードに一本化することを表明しております。誤って登録されていた公的情報は1万5907件で、このうち健康保険証が8695件と半数以上でしたがこれらの誤りで保険診療を大混乱させたことへの反省はありません。しかし、医療機関で保険資格の確認にマイナ保険証が使用された比率は毎月減りつつあると言われております。そこで、福岡県における後期高齢者医療の被保険者における、マイナ保険証の利用登録率はいくらになっているか、また、国が12月に強行しようとしている現行の紙の保険証廃止についての御所見を伺います。以上で1回目を終わります。

2回目

まず、物価高騰などによる被保険者の影響について、一定の影響はあるとの認識を示されましたが、一定どころではないんですよ。総務省が先月発表した消費者物価指数は生鮮食料品を除く総合指数で106.4となり、前年同月比で2.3%上昇しています。帝国データバンクの調べによると昨年1年間は食品だけで見ても11月末時点で3万2395品目値上げされ、今年に入ってから4月までで更に1596品目の値上げが予定されております。電気代は昨年6月から14~42%値上げし今年も更に上がると見込まれています。ガスも同様であり、エネルギーをはじめ生活必需品の異常な高騰で、「もう節約するところが無い」というのが実態です。3年ごとの介護保険料見直しにおいても例えば福岡市では現在の保険料は史上最高になっており、次期改定においても更に引き上げられようとしています。年金額については周知の通り、物価が上がろうとも関係なくほとんど上がらないマクロ経済スライ

ドが続けられており、僅かに上がったとしても実質は引き下げ水準になっています。その様に、被保険者の限られた収入である年金が増えない限り、物価高騰や各種保険料・消費税の引き上げが続けば使えるお金は減り、生活水準が下がるのは当然です。とりわけ深刻なのは年金収入が生活保護基準をわずかに上回る程度の年金生活者の状況です。生活保護もその基準は極めて不十分で、この間各種裁判でも国の敗訴が相次いでいますが、医療保険料や窓口負担は免除であり、消費税以外は基本的に税の負担もありません。住宅扶助もあり、家賃への手だしは原則としてありません。一方、生活保護基準を僅かに上回っている被保険者については家賃は手だし、医療保険料の負担、病院窓口での負担は増える一方で、なけなしの年金から負担をすれば実質的には生活保護利用者よりも可処分所得が少なくなっているという実態があります。このように、後期高齢者医療においては保険料と窓口負担の支払いで、可処分所得が生活保護水準をも下回る被保険者が生み出されている等の状況について、どのような所見をお持ちか伺います。

次にマイナンバー保険証についてです。

被保険者の利用登録率は（ ）%ということですが、極めて低い状況です。国に対しては12月からの実施にあたっては混乱を生じさせないように広域連合協議会として申し入れているとのことですが、しかし、このまま12月実施となれば混乱は必至です。岸田首相自身が保険証の廃止についてこれまで「国民の信頼回復が前提」と繰り返してきましたが、不安払拭にほど遠い状況です。保険証以外のひも付けの誤りは障害者手帳が5645件、公金受取口座が1186件と、国民生活の広い分野で混乱を招きました。そもそも今回の作業は、総点検といいながら、対象を限定した不十分なものです。マイナンバーとひも付いた個人情報すべてに登録の誤りがないかを調べたわけではありません。ひも付ける際の手順に間違いがあったことが判明した8208万件だけが対象でした。調査対象にならなかったひも付けでも、誤った情報が登録されていた事例が見つかっています。そもそも、高齢者自身がマイナカードを取得すること自体に一つのハードルがあります。そしてさらに保険証としての登録となるとインターネット上でマイナポータルに入り手続きを進めなければなりません。75歳以上の高齢者や65歳以上の障害者等で構成される被保険者がマイナ保険証を利用できるようになるハードルはあまりにも高いと言わなければなりません。そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは各自の判断、任意なのに半ば強制的にこのカードの使用を前提とするやり方に重大な問題があります。したがって、このまま12月に紙の保険証廃止を強行すれば、混乱は避けられず、医療を受ける権利が侵害される被保険者が生み出されるのではないかと思います。御所見を伺います。

3回目

被保険者の厳しい実態について、正面から向き合わない答弁をされました。しかし、広域連合が把握している各種指標にもその厳しさは表れているんじゃないですか。例えば福岡県の被保険者一人あたりの所得額は約83万円です。先ほど申し上げた生活保護との境界ぎりぎりの方が一定数存在することもお分かり頂けるとおもいます。保険料の滞納者数は毎年9,000人近くにのぼり、短期証に切り替えられている被保険者は3,000人を超え、いざという時のための僅かに蓄えている財産を差し押さえられているのは400件以上に上っております。あまりにも過酷な実態が見て取れるのではないですか。十分払える能力があるのに意図的に払わないといういわゆる悪質な滞納者がどれほどいらっしゃるのでしょうか。私は、払いたくても払えない、節約に節約を重ねても保険料まで捻出できないという方がやむなく滞納しているということだと思えます。年金天引きの被保険者についても保険料はいやおうなしに天引きされるので、生活費が不足する、病院に行きたくても行けない、冠婚葬祭にも参加できない等、憲法25条が定める健康で文化的な最低限度の生活、つまり生存権さえも奪われている方が少なくないのです。所得の低い被保険者から、負担能力を超えた保険料や窓口負担を搾り取るのはなぜか。それは自民党政権が本来社会保障に投入すべき財政を軍事費に費やし、能力に応じて大企業に負担させるべき法人税等を軽

減し続けてきたやり方を今後も継続して行くために他なりません。今、自民党の裏金問題や官房機密費の流用問題等、政治とカネの問題に対する国民の怒りは沸騰しております。そしてこの怒りは、この政治家たちがつくり自分たちの暮らしを痛めつけることになっている後期高齢者医療制度や介護保険制度にも向き始めております。したがって、負担能力を超えた保険料や窓口負担を強いており憲法違反状態となっている後期高齢者医療制度そのものの見直しを国に求めるべきではないか、御所見を伺います。

マイナ保険証については、国の責任、国に要望と繰り返されました。しかし、総点検とは別に厚生労働省がマイナ保険証を点検したところ、住民基本台帳の氏名や住所と一致しないものが約139万件あり、この確認作業は未だ終了しておりません。国は、保険証廃止後は、マイナ保険証を持たない人すべてに健康保険の資格確認書を交付するとしています。また、マイナ保険証の保有者には、自分の保険資格を簡単に確認できるよう「資格情報のお知らせ」を送付し、医療機関の窓口でマイナ保険証を読み取れない場合に提示してもらうとあります。どちらも現行の保険証をそのまま存続させれば必要のない作業です。高齢者施設では入居者のマイナカードや暗証番号を預かって管理することへの不安が切実です。政府は、暗証番号が不要な顔認証カードを発行するとしています。そのようなことをしなくても保険証をなくさなければ解決します。保険証を廃止しなければならない理由はもはや存在しません。保険証は国民皆保険の根幹です。医療機関の窓口で見せるだけで保険診療を受けられます。この制度を投げ捨て、巨額の予算と人手をかけて、欠陥だらけのマイナ保険証に一本化するのには愚策というしかありません。保険証廃止を強行すれば、混乱が今と比べようもなく広がることは明らかです。したがって、国民の反対が根強いマイナ保険証への一本化方針は撤回するよう福岡県広域連合として国に求めるべきではないか答弁を求め、私の一般質問を終わります。

令和6年第1回福岡県後期高齢者医療 広域連合議会定例会の結果

1 日時・場所 令和6年2月14日（水） 博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間
（開会：午後2時、閉会：午後3時36分）

2 議員の出欠 出席26名（欠席7名）

3 議事の概要

（1）諸般の報告

① 広域連合議会議員の異動報告

1. 前回の定例会（令和5年8月2日）以降の閉会中に辞職した議員

| 議員氏名 | 役職 | 辞職日 | 備考 |
|-------|----------|-----------|------|
| 西田 一 | 北九州市議会議員 | 令和5年12月1日 | 辞職 |
| 関 好孝 | 大牟田市市長 | 令和5年12月2日 | 任期満了 |
| 中山 哲志 | 大刀洗町長 | 令和6年1月29日 | 任期満了 |

2. 前回の定例会（令和5年8月2日）以降の閉会中に当選した議員

| 議員氏名 | 役職 | 当選人告示日 | 備考 |
|--------|----------|------------|----|
| 鷹木 研一郎 | 北九州市議会議員 | 令和5年12月14日 | |
| 関 好孝 | 大牟田市市長 | 令和5年12月27日 | 再選 |

② 例月現金出納検査（令和5年6月分～令和5年11月分）の結果報告

（2）広域連合長提出議案等

| 番号 | 件名 | 結果 | 特記事項 |
|-------|---|------|-----------|
| 議案第1号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の作成について | 原案可決 | 質疑及び討論なし。 |
| 議案第2号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について | 原案可決 | 質疑及び討論なし。 |
| 議案第3号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正について | 原案可決 | 質疑及び討論なし。 |

| 番号 | 件名 | 結果 | 特記事項 |
|-------|---|------|--------------------|
| 議案第4号 | 令和5年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 | 質疑及び討論なし。 |
| 議案第5号 | 令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 | 原案可決 | 質疑及び討論なし。 |
| 議案第6号 | 令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 | 質疑あり（※1）。 討論なし。 |

※1 <議案質疑> 1名 発言者：中山 郁美（福岡市）

議案第6号 令和6年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算

| 質疑の要旨 | 答弁の要旨 |
|--|---|
| <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期一人あたり保険料を大幅に引き上げようとしている理由を尋ねる。 ・今回の保険料引き上げについて異常だという認識はないか尋ねる。 ・保険料上昇抑制に充てる剰余金及び運営安定化・財政安定化基金の活用見込み額は令和6年度及び7年度それぞれでいくらか、また、活用後の基金残高は令和7年度末でそれぞれいくらになる見込みか尋ねる。 | <p>令和6・7年度（第9期）の保険料率については、少子高齢化に伴う支え手の減少に対応するため、増加する医療費を、負担能力に応じて、すべての世代で公平に支え合う「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」を構築するにあたって、子育てを全世代で支援するための出産育児一時金に係る支援金の導入や現役世代の一人当たり後期高齢者支援金の上昇抑制のための後期高齢者負担金の見直し等、国の制度改正を踏まえた結果、引き上げとなったもの。</p> <p>令和4・5年度（第8期）からの所得割率及び均等割額の引き上げ幅が、制度開始以来、ともに最大となっていることは認識している。</p> <p>今回の制度改正により大幅な保険料率の上昇が見込まれたことから、令和4・5年度（第8期）同様、過去最大額である160億円の財源を活用し、保険料率の上昇抑制を図った。</p> <p>抑制財源については、剰余金、運営安定化基金合わせて令和6年度に約85億円、令和7年度に約75億円、計160億円を活用しており、福岡県が管理する財政安定化基金は活用しないこととしている。</p> <p>その結果、基金残高見込み額は、運営安定化基金</p> |

| 質疑の要旨 | 答弁の要旨 |
|---|--|
| | <p>が令和7年度末で約37億円、財政安定化基金が令和5年度末で約62億円、令和7年度末は未定である。</p> |
| <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰等、厳しい経済状況における大幅な保険料引き上げは被保険者の納付困難や生活困窮を激化させるのではないかと、所見を伺う。 ・子ども・子育て支援の費用押し付けや医療費における後期高齢者負担率の引き上げは重大問題ではないかと、所見を伺う。 ・異常事態に財政安定化基金を活用しないのは道理がないのではないかと、答弁を求める。 | <p>被保険者の方々の経済状況に関し、広域連合では、後期高齢者医療制度として、できることに取り組んでいる。保険料は、所得に応じて負担する所得割額と被保険者全員が負担する均等割額で構成され、所得が低いなど経済的な困難さに配慮するため、均等割額は7割軽減・5割軽減・2割軽減という措置を設けるなど、被保険者の負担能力を踏まえることとしている。さらに、保険料の納付が困難な方からの相談については、市町村の窓口において、必要に応じ生活状況に配慮したうえで、分割納付などの対応を行っている。なお、今回の制度改正においては、その見直しの影響が低所得層に生じないように、保険料率が算定される仕組みとなっている。</p> <p>後期高齢者医療制度は現役世代の支援によって支えられており、少子化対策は重要な課題であり、現役世代人口の減少が社会問題となっている中、子育て支援への対応は必要であり、後期高齢者負担率についても、支え手である現役世代一人当たり後期高齢者支援金の伸び率が、支えられる側である後期高齢者一人当たり保険料の伸び率を上回っていることから、その伸び率を同じにするように後期高齢者負担率を引き上げる見直しはやむを得ないものと考えている。</p> <p>今回の制度改正は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」を構築するために避けられない改正と捉えており、着実に実施していく必要があると考えている。</p> <p>財政安定化基金活用の原則は、保険料の収納実績が予定より不足することが見込まれる場合、給付費が見込以上に増大すると見込まれる場合であり、特例的に必要と認められるときに、保険料率の増加の抑制を図るため活用できるとされている。</p> <p>今後の保険料率算定時の状況を踏まえ、活用や積み立てについて、引き続き福岡県と協議していく。</p> |

| 質疑の要旨 | 答弁の要旨 |
|---|--|
| <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対し、改定健康保険法等の見直し並びに国民の新たな負担を伴わない形での緊急財政措置を求めるべきではないか、所見を伺う。 ・二つの基金は全額取り崩して保険料を引き上げるとともに、県に対し財政安定化基金の大幅積み立てを求めるべきではないか、答弁を求める。 | <p>今回の健康保険法等の改正については、少子高齢化に伴う支え手の減少に対応し、増加する医療費を負担能力に応じ、すべての世代で公平に支え合う「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」を構築するために、国における慎重な検討と国会審議がなされ成案になったと認識しており、国に対し今回の制度改正についての見直しや緊急財政措置を求める考えはない。</p> <p>本広域連合として、後期高齢者医療制度が安定的かつ持続的に運営できるよう努めていく。</p> <p>保険料率の抑制にあたっては、令和4・5年度（第8期）同様、過去最大額である160億円の財源を活用し、保険料率の上昇抑制を図ったところである。</p> <p>運営安定化基金については、今後も医療費の増大が見込まれる中、必要に応じ活用について検討していく。</p> <p>また、福岡県が管理する財政安定化基金については、今後の保険料算定時の状況を踏まえ、活用や積み立てについて引き続き福岡県と協議していく。</p> |

(3) 一般質問 (1名)

①質問者：中山 郁美 (福岡市)

| 質問の要旨 | 答弁要旨 |
|---|--|
| 被保険者の保険料及び窓口負担の負担能力について | |
| 1 ・長引く物価高騰の影響、実質引き下げられてきた年金額、更に負担増となろうとしている介護保険料等の被保険者への影響をどう捉えているか尋ねる。 | 昨今の物価高騰の中、限られた年金額と社会保険料の負担が被保険者の方々の日々の生活に影響を与えていることは承知している。 また、令和4・5年度(第8期)からの所得割率及び均等割額の引き上げ幅が、制度開始以来、ともに最大となっていることは認識している。 そのため、今回の制度改正により大幅な保険料率の上昇が見込まれたことから、令和4・5年度(第8期)同様、過去最大額である160億円の財源を活用し、保険料率の上昇抑制を図ったところである。 |
| 2 ・保険料と窓口負担の支払いで、可処分所得が生活保護水準をも下回る被保険者が生み出されている等の状況について、所見を伺う。 | 少子高齢化に伴う支え手の減少に対応するため、増加する医療費を負担能力に応じてすべての世代で公平に支え合うという「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」の構築は喫緊の課題である。 そのような中、被保険者の方々の経済状況に関し、広域連合では、後期高齢者医療制度として、できることに取り組んでいる。 後期高齢者医療制度における窓口負担額については、低所得層に配慮する必要から、所得に応じた負担割合や負担限度額が設けられている。また、保険料については、均等割額を7割・5割・2割軽減する措置を設けており、全被保険者の約7割の方に適用されている。 さらに、保険料の納付が困難な方からの相談については、市町村の窓口で、必要に応じ生活状況に配慮した分割納付相談や減免制度の案内、福祉サービスへつなぐなどきめ細やかに対応している。 |
| 3 ・負担能力を超えた保険料や窓口負担を強いている制度は憲法違反状態であり、後期高齢者医療制度そのものの見直しを国に求めるべきではないか、所見を求める。 | 後期高齢者医療制度における今回の制度改正は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」の構築のために、避けられない見直しと考えており、「後期高齢者医療制度そのものの見直し」について、国に求める考えはない。 国の方針を踏まえ、適切に対応し、今後とも被保険者の皆様に安心して利用していただけるよう、本制度の円滑な運営に真摯に努めていく。 |

| 質問の要旨 | 答弁要旨 |
|---|--|
| マイナンバー保険証について | |
| <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者のマイナ保険証利用登録率はいくらか。また、国が12月に実施しようとしている現行の保険証廃止についての所見を伺う。 | <p>本広域連合の被保険者総数に占めるマイナ保険証の利用登録者数の割合は、オンライン資格確認システムを運用している医療保険者向け中間サーバーから提供されたデータによると、令和6年1月時点で52.9%である。</p> <p>また、現行の保険証を廃止することについては、昨年6月及び11月に全国後期高齢者医療広域連合協議会として、「すべての被保険者が安心して必要な医療機関等を受診できるよう責任をもって制度設計すること」、「被保険者がマイナ保険証のメリットを理解し、安心して利用できるようにするため、周知広報及び説明について責任を持って対処すること」との要望を国に対し行った。</p> <p>本広域連合としては、被保険者が安心して受診できるよう適切に対応していきたいと考えている。</p> |
| <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 12月に実施を強行すれば混乱は避けられず、医療を受ける権利が侵害される被保険者が生み出されるのではないか、所見を伺う。 | <p>重要なことは、医療機関等に円滑にアクセスできることと考えており、「カード未取得者に混乱が生じないよう配慮すること」、「資格確認書についても弾力的な運用を可能とするなど全ての被保険者が安心して必要な医療機関等を受診できるよう責任をもって制度設計すること」などの要望を国に対し行っている。</p> <p>また、国は、健康保険証廃止後も最大1年間は現行の保険証を使用可能とすることや、マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず資格確認書を発行することなど、必要な人が適切な保険診療が受けられるよう制度上の対策を講じることとしており、被保険者の医療を受ける権利が侵害されることがないように、着実に対応しなければならないと考えている。</p> |
| <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の反対が根強いマイナ保険証への一本化方針は撤回するよう福岡県広域連合として国に求めるべきではないか答弁を求める。 | <p>マイナ保険証への一本化は一定のメリットがあると考えており、「マイナ保険証への一本化方針の撤回」について、国に求める考えはない。</p> <p>国の方針を踏まえ、適切に対応し、今後とも被保険者の皆様に安心して利用していただけるよう、本制度の円滑な運営に真摯に努めていく。</p> |

(4) 請願

| | |
|-------|---|
| 請願第1号 | 75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結と現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を求める意見書採択等についての請願書 |
| 請願者 | 福岡・佐賀民医連共同組織連絡会 会長 松原 光生 |
| 紹介議員 | 中山 郁美 (福岡市) |
| 請願項目 | 1. 国と関係省庁に対し「75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結を求める意見書」を提出してください。 2. 後期高齢者医療保険料を、運営安定化基金や財政安定化基金を活用して大幅に引き下げてください。 3. 国と関係省庁に対し「2024年12月以降も現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を求める意見書」を提出してください。 |
| 審査結果 | 不採択 |
| 特記事項 | 起立採決により賛成少数 |

| | |
|-------|---|
| 請願第2号 | 75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の中止などを求める意見書提出についての請願書 |
| 請願者 | 福岡県社会保障推進協議会 会長 大脇 爲常 |
| 紹介議員 | 中山 郁美 (福岡市) |
| 請願項目 | ・ 国と関係省庁に対し、「75歳以上の医療費窓口負担について2割化の中止を求める意見書」を提出してください。 ・ 国と関係省庁に対し、「健康保険証を存続し、マイナンバーカード一体型保険証の一本化を中止することを求める意見書」を提出してください。 |
| 審査結果 | 不採択 |
| 特記事項 | 起立採決により賛成少数 |

| | |
|-------|---|
| 請願第3号 | 「後期高齢者の医療費窓口2割負担廃止」と「年収200万円未満の後期高齢者に2割負担を求めないとする」ための意見書提出等についての請願 |
| 請願者 | 全日本年金者組合 福岡県本部 執行委員長 牧 忠孝 |
| 紹介議員 | 中山 郁美 (福岡市) |
| 請願項目 | 1. 「医療費窓口2割負担の廃止を求める意見書」を国と関係省庁に提出してください。 2. 「年収200万円未満の後期高齢者へ、医療費窓口2割負担を求めないとする意見書」を国と関係省庁へ提出してください。 3. 福岡県後期高齢者医療広域連合議会として、医療保険料を引き下げる こと。 |
| 審査結果 | 不採択 |
| 特記事項 | 起立採決により賛成少数 |

第29期(2023年度)福岡県社保協・第6回事務局会議報告

【日時】 2024年1月5日(金) 10:30~12:10

【会場】 福岡県民医連 会議室 WEB会議z o o m使用

| | 出欠 | 役職 | 氏名 | 所属団体/地域社保協 |
|----|----|-------|-------|--------------|
| 1 | ○ | 事務局長 | 甲斐 光洋 | 福岡県民主医療機関連合会 |
| 2 | ○ | 事務局次長 | 岡本 政昭 | 北九州市社保協 |
| 3 | ○ | 事務局次長 | 渡邊 宏 | 福岡県労働組合総連合 |
| 4 | ○ | 事務局次長 | 内野 貴則 | 福岡県保険医協会 |
| 5 | ○ | 事務局次長 | 七里 正昭 | 福岡県歯科保険医協会 |
| 6 | 欠 | 事務局次長 | 田尻 一也 | 福岡県商工団体連合会 |
| 7 | ○ | 事務局次長 | 松尾ひとみ | 新日本婦人の会福岡県本部 |
| 8 | 欠 | 事務局次長 | 木村 拓史 | 福岡市社保協 |
| 9 | ○ | 事務局次長 | 山中 健 | 福岡県建設労働組合 |
| 10 | ○ | 事務局員 | 今村 直美 | 福岡県民主医療機関連合会 |
| 11 | ○ | 事務局員 | 川上 祥子 | 福岡県民主医療機関連合会 |

※新任ご挨拶：福岡市社保協 事務局長 木村 拓史さん

【協議・確認事項】

1. 健康保険証の廃止撤回についての取り組み

(1) 請願の取り組み

- ①大野城市議会：12月7日(木) 総務政策委員会にて審議 結果：不採択
※賛成(未来1、市民クラブ1、維新系無所属1)、反対(自民1、公明2)
賛否同数となり、委員長(自民)が不採択を決定。
※西日本新聞記事(12/7)
- ②福岡県議会：12月14日(木) 厚生労働委員会にて審査 結果：継続審議
12月20日(水) 本会議にて審査 結果：継続審議
※赤旗新聞記事(12/9) (12/16)、RKB「タダイマ！」放送(12/14)

(2) 「健康保険証廃止反対」連絡会の発足について

<この間の経過>

- ・12月8日(金) 渡邊事務局次長 呼び掛け文作成
- ・12月10日(日) 大協会長より呼び掛け文に対してのご意見
- ・12月22日(金) 山中事務局次長からのご意見
- ・12月24日(日) 意見を受けての大協会長のご意見
上記について意見を伺った。出た意見は以下の通り。

① 連絡会の在り方について

- ・各団体での取り組みの共有を行う。
- ・議会請願が採択されるのはハードルが高いので、いろんな団体が請願に賛同することでハードルが下がるのではないかとという狙いが連絡会にはある。
- ・結成総会は世論に訴えかけるために行うことが目的である。そのために獲得目標、運動方針を明確にする必要がある。
- ・呼び掛け文に明確な目標を追加する。

② 連絡会の名称について

「健康保険証廃止の中止」と2重否定の文言は分かりづらい。親しみやすいネーミングを検討する。

③ 運営に関しての負担軽減について

- ・基本連絡はメーリングリストで行う。
 - ・加盟団体の推進、議会要請、マスコミへの連絡、連絡会ニュース作成・加盟団体から会員へ配布など、役割分担を行うことで、各団体の意識付けにもなり事務局の負担軽減につながるのではないかと。
- ④ 幹事会(1/11)で立ち上げの提案を行い、その場で賛同いただければそのまま加盟団体とするのはどうか。(即答が難しい場合は後日返答を確認する。)

⑤ 論議するに当たっての事前資料については、山中、渡邊両事務局次長が準備することを確認した。

→1月11日14時~幹事会前に大協会長と打ち合わせがあるため、事務局メンバーは可能な限り参加し、上記について協議することとした。

2. 後期高齢者広域連合議会の対応について

- ・2024年2月14日(水) 14時~後期高齢者広域連合議会@博多サンヒルズホテル
※請願受付〆切日：2024年1月25日(木)
- ・請願書(案)について、追加、修正等あれば、事務局まで連絡することとした。(1/10〆)
- ・スタンディング宣伝行動13時30分~(議会開始前まで)

3. 第30期県社保協総会について

※総会日程(案)について

6月29日(土)で幹事会に提案することを確認した。

※学習講演の講師(案)について

- ①『社会保障、福祉国家』井口 克郎(イノクチ カツロウ) 神戸大学准教授
- ②『人新世の「資本論」』斉藤 幸平(サイトウ コウヘイ) 東京大学准教授
他に講師案があれば1/11幹事会で提起することとした。

【報告・確認事項】

1. この間の活動報告・庶務・渉外関係事項の確認

- (1) 12/01(金) 第29期県社保協第5回事務局会議報告 ⇒ 文書報告
- (2) 12/01(金) いのとり裁判 早期全面解決を求める緊急集会
- (3) 12/12(火) 福岡県保険医協会北九州支部幹事会 国保学習会
- (4) 12/21(木) 「福岡県の社会保障」第65号発送
- (5) 12/22(金) 消費税各界連 街頭宣伝行動
- (6) 12/23(土) 全国一斉なんでも相談会
- (7) 福岡県民医連県民運動部ニュース№32
- (8) 自治労連速報第47~51号
- (9) 北九州通信11月号

2. 中央社保協関連

- (1) 12/12(火) 九沖ブロック社保協事務局長会議
- (2) 12/17(日) 第2回国保改善運動学習交流集会
- (3) 2/12(月) 2023年度全国代表者会議
・連絡23-19中央社保協 2023年度全国代表者会議へのご案内 【第2報】
- (4) 神奈川県社保協ニュース⑥~⑦

3. 今後のスケジュール

01/11(木) 優生保護法最高裁宛100万人署名推進学習会

01/15 (月) 安心できる国保のために学習会 11時～12時オンライン

01/16 (火) 「福岡県の社会保障」第66号編集会議 11時～

02/02 (金) 県社保協第7回事務局会議

02/12 (月・祝) 2023年度全国代表者会議

02/14 (水) 後期高齢者広域連合議会

03/01 (金) 県社保協第8回事務局会議

03/14 (木) 県社保協第4回幹事会

事務局：甲斐・今村・川上 部員：岩下・懸谷・皆川・山中・貫橋

~~0/22 (金) 11/24 (金) 1/26 (金) 3/22 (金) 5/24 (金)~~

※福岡県民医連会議室・ZOOM使用含んで、当面 Web 会議

4.自治体キャラバンについて

(1) 各地域の自治体キャラバンの進捗状況

①北九州市

2023年12月22日予定だったが、天候の関係で2024年1月19日(金)に延期となった。

②福岡市

③筑後地区 ※終了

(2) 自治体アンケートについて

○現時点での集約状況 49/60 なるべく提出していただくよう、引き続き働きかける。

4. 29期年間スケジュール

| 月 | 行事・行動について | 月 | 行事・行動について |
|-----|--|-------|----------------------|
| 7月 | 定期総会 後期高齢者広域連合議会請願 全国一斉「なんでも相談会」 | 12月 | 県議会 全国一斉「なんでも相談会」 |
| 8月 | 後期高齢者広域連合議会 | 1月 | 後期高齢者広域連合議会請願 |
| 9月 | 県議会 自治体アンケート確定 統一要望書作成・配布 全国一斉「なんでも相談会」 | 2月 | 後期高齢者広域連合議会 県議会 |
| 10月 | 自治体キャラバンスタート いのちまもる総行動(10/19) | 3月～5月 | |
| 11月 | 県への予算要望(11/8～10) 介護の日(11/11) | 6月 | 定期総会 |

<情勢資料>

- ・新聞記事(西日本)「空港・港湾防衛強化へ」九州・沖縄30～40施設中7割超え。
チラシ「福岡空港と博多港の軍事利用に反対しよう！」(戦争政権に反対し行動する実行委員会)

■次回事務局会議 毎月第1金曜日

8/4 (金) 9/6 (水) 10/6 (金) 11/2 (木) 12/1 (金) 1/5 (金) 2/2 (金)

3/1 (金) 4/5 (金) 5/3 (祝) ⇒5/2 (木) 6/7 (金)

■幹事会 奇数月第2木曜日

9/14 (木) 11/9 (木) 1/11 (木) 3/14 (木) 5/9 (木)

■国保部会 隔月第4金の予定 ※適宜変更の場合あり

第 29 期(2023 年度)福岡県社保協・第 7 回事務局会議報告

【日 時】 2024 年 2 月 2 日 (金) 10:30~12:30

【会 場】 福岡県民医連 会議室 WEB会議 z o o m 使用

| | 出欠 | 役 職 | 氏 名 | 所属団体/地域社保協 |
|----|----|-------|-------|--------------|
| 1 | ○ | 事務局長 | 甲斐 光洋 | 福岡県民主医療機関連合会 |
| 2 | ○ | 事務局次長 | 岡本 政昭 | 北九州市社保協 |
| 3 | ○ | 事務局次長 | 渡邊 宏 | 福岡県労働組合総連合 |
| 4 | ○ | 事務局次長 | 内野 貴則 | 福岡県保険医協会 |
| 5 | ○ | 事務局次長 | 七里 正昭 | 福岡県歯科保険医協会 |
| 6 | ○ | 事務局次長 | 田尻 一也 | 福岡県商工団体連合会 |
| 7 | ○ | 事務局次長 | 松尾ひとみ | 新日本婦人の会福岡県本部 |
| 8 | 欠 | 事務局次長 | 木村 拓史 | 福岡市社保協 |
| 9 | ○ | 事務局次長 | 山中 健 | 福岡県建設労働組合 |
| 10 | ○ | 事務局員 | 今村 直美 | 福岡県民主医療機関連合会 |
| 11 | ○ | 事務局員 | 川上 祥子 | 福岡県民主医療機関連合会 |

【協議・確認事項】

1. 健康保険証の廃止撤回についての取り組み

(1) 「健康保険証廃止反対」連絡会の発足について

①各団体の状況

- ・(保険医協会) 3月の県弁護士会シンポジウムで、マイナ保険証についてお願いがあったが、この日は予定があるので参加はできない旨の報告あり。
- ・(歯科保険医協会) 3月の県弁護士会のシンポジウムに参加する。連絡会が立ち上がれば参加したいと役員から意見あり。
- ・(福建労) 連絡会の立ち上げが理想だが、時間的に見て重点的課題としてまず県社保協で動いた方がよい。何かアクションを起こすことが目的なので、体制にこだわらず、構築していけば大丈夫ではないか。連絡会は展望しつつ、確実に立ち上げが可能になれば、福建労も参加する。
- ・(県労連) 連絡会は進めた方がよいと幹事会で確認している。呼びかけ案には加盟単組に呼び掛けるように考えている。
- ・(北九州社保協) 具体的な意見交換はできていない。健和会と共同で取り組んでいるので、まずは県社保協の重点課題として取り組んでいけばよいのではないかと。
- ・(新婦人) まだ組織内では協議できていないが、連絡会の立ち上げには賛成。
- ・(福商連) 連絡会が立ち上がれば参加可能だが、まず県社保協で重点課題として取り組む。
- ・(民医連) 連絡会の立ち上げは、時間的にも困難であり、県社保協として、今後も重点的に取り組みを行えばよいのではないかと。仮に連絡会を立ち上げたとして、医師会へ呼びかけようとしても、民医連や社保協からは賛同を得るのは難しいだろう。保険医協会などの呼びかけが必要と考える。

②今後の進め方について

以下の意見から、「準備会」という形で進めることとした。

- ・まずは県社保協が、重点課題として取り組みを強化していく。
- ・現状のまま(県社保協としての取り組み)では進まない可能性もあるので、連絡会を立ち上げることで、取り組みが進むのではないかと。

・保険証廃止が12月に決定されているので、連絡会の立ち上げまでに時間を要してしまい、本来の取り組み自体が弱くなるのではないかと。

1) 役割について

事務局長は七里氏で確認した。事務局(議会請願行動担当、参加団体促進担当、地元国会議員要請担当、ニュース担当)や、その他(財政、運営方針等)の詳細は、進めていく上で検討することとした。

2) 共同代表について

各自治体の社保協、開業医、医療・介護機関、労働者、障がい者団体等、幅広い団体に呼びかけられるように、以下が提案された。
大協会長(県社保協)、大崎会長(県歯科保険医協会)、県労連(福建労)議長、民医連、障福協会長 他

2. 「生活保護・扶養照会についてのアンケート」へのご協力と集約のお願い

調査期間：2月13日～11月29日、調査方法：各地の自治体キャラバンなど

目的：扶養照会などで、生活保護申請が脅かされている。また生活保護費が全額支払わせない実態(群馬県桐生市)もあるため。

調査報告：12月に公表予定。

→各団体に協力を呼びかけることを、幹事会で確認することとした。

3. 後期高齢者医療広域連合会議会の対応について

- ・2024年2月14日(水)14時～後期高齢者広域連合会議会@博多サンヒルズホテル
- ・請願書提出：1月22日(月)
- ・スタンディング宣伝行動 13:20～13:50

→別紙にて確認した。またスタンディング宣伝行動を呼びかけた。

【報告・確認事項】

1. この間の活動報告・庶務・渉外関係事項の確認

- (1) 01/05 (金) 第29期県社保協第6回事務局会議報告 ⇒ 文書報告
- (2) 01/11 (木) 第29期県社保協第 回幹事会報告 ⇒ 文書報告
- (3) 01/15 (月) 中央社保協 安心できる国保のために学習会 (オンライン)
- (4) 01/16 (火) 「福岡県の社会保障」第66号編集会議
- (5) 01/22 (月) 後期高齢者医療広域連合会議会へ請願書提出
- (6) 01/26 (金) 第29期第4回国保部会報告(案) ⇒ 文書報告
- (7) 02/01 (木) 2.1 高齢者中央集会 (You Tube) ※伊藤先生レジュメ
- (8) 自治労連速報第68号、添付資料

2. 中央社保協関連

- (1) 1/15 (月) 安心できる国保のために学習会
- (2) 2/12 (月) 2023年度全国代表者会議 オンライン参加
- (3) 沖縄県社保協ニュースNo.18

→国保改善パブコメについての報告あり。福岡県も国民健康保険運営方針案と事業納付金の算定案のパブコメについて、県のホームページでお知らせあり。協力をお願いした。

(パブコメ期間は、1月26日～2月8日)

3. 今後のスケジュール

02/02 (金) いのとり裁判報告集

02/12 (月・祝) 2023年度全国代表者会議
 02/14 (水) 後期高齢者医療広域連合議会
 03/01 (金) 県社保協第8回事務局会議
 03/14 (木) 県社保協第4回幹事会
 06/29 (土) 第30期県社保協総会

■国保部会 隔月第4金の予定 ※適宜変更の場合あり
 事務局：甲斐・今村・川上 部員：岩下・懸谷・皆川・山中・貫橋
~~9/22 (金) 11/24 (金) 1/26 (金) 3/22 (金) 5/24 (金)~~
 ※福岡県民医連会議室・ZOOM使用含んで、当面 Web 会議

4. 自治体キャラバンについて

(1) 各地域の自治体キャラバンの進捗状況

①北九州市

保護課との懇談について(1月19日開催)、介護扶助問題が健和会から報告があったので重点項目に追加し懇談した。各県の保護課にいるケアマネが、ケアプランに介入してくる。限度額いっぱいの方は、一部のサービスを削っている状況が横行しているとのこと。実態を保護課も把握していないので、報告も兼ねての内容だった。県が持ち帰って調査をするとのこと。

②福岡市

③筑後地区 ※終了

(2) 自治体アンケートについて

○集約状況 52/60 ※前年度 53

4. 29 期年間スケジュール

| 月 | 行事・行動について | 月 | 行事・行動について |
|-----|--|-------|----------------------|
| 7月 | 定期総会 後期高齢者広域連合議会請願 全国一斉「なんでも相談会」 | 12月 | 県議会 全国一斉「なんでも相談会」 |
| 8月 | 後期高齢者広域連合議会 | 1月 | 後期高齢者広域連合議会請願 |
| 9月 | 県議会 自治体アンケート確定 統一要望書作成・配布 全国一斉「なんでも相談会」 | 2月 | 後期高齢者広域連合議会 県議会 |
| 10月 | 自治体キャラバンスタート いのちまもる総行動(10/19) | 3月～5月 | |
| 11月 | 県への予算要望(11/8～10) 介護の日(11/11) | 6月 | 30期定期総会(6/29) |

<情勢資料>

○新聞記事(西日本)

■次回事務局会議 毎月第1金曜日

~~8/4 (金) 9/6 (水) 10/6 (金) 11/2 (木) 12/1 (金) 1/5 (金) 2/2 (金)~~
 3/1 (金) 4/5 (金) 5/3 (祝) ⇒5/2 (木) 6/7 (金)

■幹事会 奇数月第2木曜日

~~9/14 (木) 11/9 (木) 1/11 (木) 3/14 (木) 5/9 (木)~~

第29期(2023年度)福岡県社保協・第8回事務局会議(案)

【日時】 2024年3月1日(金) 10:30~11:55

【会場】 福岡県民医連 会議室 WEB会議z o o m使用

| | 出欠 | 役職 | 氏名 | 所属団体/地域社保協 |
|----|----|-------|-------|--------------|
| 1 | ○ | 事務局長 | 甲斐 光洋 | 福岡県民主医療機関連合会 |
| 2 | ○ | 事務局次長 | 岡本 政昭 | 北九州市社保協 |
| 3 | ○ | 事務局次長 | 渡邊 宏 | 福岡県労働組合総連合 |
| 4 | 欠 | 事務局次長 | 内野 貴則 | 福岡県保険医協会 |
| 5 | ○ | 事務局次長 | 七里 正昭 | 福岡県歯科保険医協会 |
| 6 | 欠 | 事務局次長 | 田尻 一也 | 福岡県商工団体連合会 |
| 7 | ○ | 事務局次長 | 松尾ひとみ | 新日本婦人の会福岡県本部 |
| 8 | 欠 | 事務局次長 | 木村 拓史 | 福岡市社保協 |
| 9 | 欠 | 事務局次長 | 山中 健 | 福岡県建設労働組合 |
| 10 | ○ | 事務局員 | 今村 直美 | 福岡県民主医療機関連合会 |
| 11 | ○ | 事務局員 | 川上 祥子 | 福岡県民主医療機関連合会 |

※新任ご挨拶：福岡市社保協 事務局長 木村 拓史さん→欠席

【協議・確認事項】

1. 健康保険証の廃止撤回についての取り組み

(1) 「健康保険証廃止反対」連絡会の発足に向けてのとりくみ

※進捗状況報告や今後の取り組みについて

- ①名称「保険証のこして」ネットワークふくおか(仮)
- ②目的 2024年12月に予定されている「健康保険証廃止」をやめさせる。
- ③構成団体 「健康保険証の存続」を求める県内の団体・組織を構成団体とする。
より広い運動にしていくために、県社保協に加盟している団体以外のネットワークへの呼びかけを行う。
NPO 法人老いを支える北九州家族の会、北九州在宅医療・介護塾、ふくおか子どもの医療を守る会、軽度外傷性脳損傷(MBTI)患者・家族会、福岡県弁護士会
- ④主な活動
・議会請願行動、集会・学習会・街頭宣伝、署名活動など市民への啓発、ニュースの発行等。
- ⑤事務局体制 事務局長(七里)、事務局次長(山中、渡邊)、議会請願行動(七里)、参加団体促進(渡邊)、県選出国會議員要請(七里)、ニュース(山中)
- ⑥共同代表
県社保協加盟団体と重複している団体は、その団体で検討、調整することとした。また代表者が交代している団体があるので確認する。
- ⑦キックオフ集会について
6月16日(日)(予定)案を作成し、今後協議することとした。

2. 県社保協定期総会について

- ①日時：2024年6月29日(土)午後
- ②場所：リファレンス駅東ビルまたは大博多ビル
- ③規模：●●名(後日確認)
- ④開催方法：対面集合、オンラインでの参加も可とするか?
- ⑤講師：斎藤 幸平 氏 東京大学大学院総合文化研究科准教授
※講師料：30~40万円、飛行機に乗らないため、地方の講演はあまり受けていない。

斎藤先生を招聘する場合は、講演形態はオンラインとなる。

- ① ~⑤までについて、
・社保協活動は、実践の中であるべき福祉を探索していくことなので、実践にどうつなげていくかの内容を入れてほしい。
・講師料が高い。講演時間を長く(通常70分)するなど、提案が必要ではないか。次の候補者も検討しておく。
これらを3月14日の幹事会で再協議することとした。

⑥総会までのスケジュール

- ・各団体幹事会には、早いうちに役員承諾書・取り組み報告・総会参加要請数・総会チラシ等を送することとした。
- ・議案書について
※4月05日(金)事務局会議にて議案書1次案の討議
※4月10日までは1次案各幹事団体へ送る。各団体・幹事会で討議、意見集約。
※4月末議案書2次案の討議 → 事務局会議日程変更5/2(木)⇒4/26(金)PM
※各幹事団体に議案書3次案の送付 意見集約
※5月09日(木)幹事会にて議案書最終案の討議・確認
- ・予算・決算について
※4月26日(金)14:00~の事務局会議にて討議することとした。

3. 署名のとりくみ(依頼事項)

- ①原発訴訟全国連絡会の「原発事故は国の責任です」共同署名 3月末まで幹事会で協力依頼を行うこととした。
- ②紙媒体による金融サービスの継続を求める請願 軽度外傷性脳損傷(MBTI)患者・家族の電子署名も可能なので、各団体からつながりのある団体へ呼びかけ、早急に集めることとした。

4. 生活保護・扶養照会についてのアンケートのとりくみ

- 調査期間 2024年2月13日(火)~11月29日(金)
- ・自治体キャラバンを実施しているところは、そこで対応していただく。
 - ・社保協がない地域だけ、県社保協から依頼する。

【報告・確認事項】

1. この間の活動報告・庶務・渉外関係事項の確認

- (1) 02/02(金)第29期県社保協第7回事務局会議報告 ⇒ 文書報告
- (2) 02/12(月)中央社保協全国代表者会議 会議アピール
- (3) 02/14(水)後期高齢者医療広域連合議会 スタンディング宣伝&議会傍聴
県社保協、年金者組合、県連共同組織連絡会から請願を出したが、賛成少数のため否決となった。紹介議員となっていた、中山議員の切実な訴えが、傍聴者から元気をもらったとの声あり。議会自体が淡々としており、傍聴側には添付されていない資料もあった。
- (4) 02/21(水)国民健康保険運営協議会
- (5) 北九社保協通信1月号
生活保護課との懇談。介護扶助と生活保護の広報を重点に行った。介護現場ではさまざまな問題が起こっている。行政ごとにCMがいるが、ケアプランに介入してくる。基本的な考えについて意思統一を行った。生活保護について、市民への周知について、ポスター掲示している自治体が多くなっている中、北九州はどのようにされたのか。等

(6) 消費税廃止各界連絡会チラシ

2. 中央社保協関連

(1) 2/12 (月) 2023年度全国代表者会議 オンライン参加

3. 今後のスケジュール

03/14 (木) 県社保協第4回幹事会
03/22 (金) 県社保協第5回国保部会
04/05 (金) 県社保協第9回事務局会議
04/26 (金) 県社保協第10回事務局会議
05/09 (木) 県社保協第5回幹事会
05/24 (金) 県社保協第6回国保部会
06/07 (金) 県社保協第11回事務局会議
06/29 (土) 第30期県社保協総会

4. 自治体キャラバンについて

(1) 各地域の自治体キャラバンの進捗状況

- ①北九州市
- ②福岡市
- ③筑後地区 ※終了

(2) 自治体アンケートについて

○集約状況 53/60 ※前年度53

4. 29期年間スケジュール

| 月 | 行事・行動について | 月 | 行事・行動について |
|-----|--|-------|----------------------|
| 7月 | 定期総会 後期高齢者広域連合議会請願 全国一斉「なんでも相談会」 | 12月 | 県議会 全国一斉「なんでも相談会」 |
| 8月 | 後期高齢者広域連合議会 | 1月 | 後期高齢者広域連合議会請願 |
| 9月 | 県議会 自治体アンケート確定 統一要望書作成・配布 全国一斉「なんでも相談会」 | 2月 | 後期高齢者広域連合議会 県議会 |
| 10月 | 自治体キャラバンスタート いのちまもる総行動(10/19) | 3月～5月 | |
| 11月 | 県への予算要望(11/8～10) 介護の日(11/11) | 6月 | 30期定期総会(6/29) |

2024年4月27日(土) なんでも相談会予定。

<情勢資料>

○新聞記事(西日本) 2024年2月19日掲載

- ・自治法改正案 地方分権逆行 ～感染症や災害時 国が自治体に指示～
- ・ヤングケアラー進路支援 ～4月以降自治地窓口に専門員～

<その他>

○国保料統一化について

2月21日に国保運営協議会が開催され、2名参加した。(懸谷、甲斐)運営答申案についてパブコメを出していたが、県の回答には反映されていなかった。国保料統一化について、福岡県は段階的に統一していくとのこと。(統一化=上がる)今後の問題は各自治体へ働きかける運動が必要ではないか。

1月に県社保協の統一要望書の国保に係るところを県の医療保険課に提出していたが、その懇談を3月8日に行う予定。

○3月20日(水)福岡県弁護士会 「『マイナ保険証』と人権を考えるー医療情報のデジタル化で社会はどう変わる?ー」のお知らせ

■次回事務局会議 毎月第1金曜日

~~8/4(金) 9/6(水) 10/6(金) 11/2(木) 12/1(金) 1/5(金) 2/2(金)~~
~~3/4(金) 4/5(金) 5/3(祝) ⇒5/2(木) ⇒4/26(金) 6/7(金)~~

■幹事会 奇数月第2木曜日

~~9/14(木) 11/9(木) 1/11(木) 3/14(木) 5/9(木)~~

■国保部会 隔月第4金の予定 ※適宜変更の場合あり

事務局: 甲斐・今村・川上 部員: 岩下・懸谷・皆川・山中・貴橋

~~9/22(金) 11/24(金) 1/26(金) 3/22(金) 5/24(金)~~

※福岡県民医連会議室・ZOOM使用含んで、当面 Web 会議

福岡県社保協 第29期第3回幹事会報告

■日 時：2024年1月11日（木）14時半～17時20分
 ■会 場：福岡県民医連・会議室
 ■出 席： 別紙あり

■進 行：大協会長

【ミニ学習】「低年金と年金裁判の意義」のテーマで年金者組合福岡県本部 保田書記長より御講話頂いた。10万円・4万円未満の低年金者に女性が多いことや、年金裁判の始まりと、裁判の目的その内容についてわかりやすく説明していただいた。

★自治体アンケートの分析とまとめ

| 月 日 | 項 目 | 担当団体 | 協力団体・地域社保協 |
|-------|-------------------|-------------|------------|
| 9月14日 | 最低賃金問題 | 県労連・渡邊氏 | |
| 11月9日 | 保険証問題 ⇒ 別途検討 | 歯科保険医協会・七里氏 | |
| 11月9日 | 保育士の実態調査・学童保育について | 県労連 | 福祉保育労組 |
| 1月11日 | 年金問題について | 年金者組合・保田氏 | |

【会議報告】

- 第29期第2回県社保協幹事会報告（11/9）
- 第29期県社保協第3回国保部会報告（11/24）
- 第29期県社保協第4回事務局会議報告（11/2）
- 第29期県社保協第5回事務局会議報告（12/1）
- 第29期県社保協第6回事務局会議報告〔案〕（1/5）

【協議・確認事項】

1. 健康保険証の廃止撤回についての取り組み

(1) 請願の取り組み

※請願書

①大野城市議会：12月7日（木）総務政策委員会にて審議 結果：不採択

→ 紹介議員は、未来フォーラムの、永井議員と河野議員2名。委員会で賛否同数となり、議長の反対投票で不採択となった。本会議でも自民党・公明党が反対し否決。西日本新聞で委員会の不採択の経過が報道され、県社保協の名称が掲載されたことは、住民の反響にも影響を及ぼしたとの報告をうけた。

②福岡県議会：12月14日（木）厚生労働委員会にて審査 結果：継続審議

12月20日（水）本会議にて審査 結果：継続審議

赤旗新聞記事（12/9、16）

→ 紹介議員は、無所属の福地議員1名、紹介議員の依頼に対し自民・公明は無回答、民主政は会派意向により応じず、延期撤回の世論が80%近くでありながら紹介議員が1名とは民意との乖離が大きい。しかしRKBニュースで請願提出が大きく取り上げられ、なかでも県の介護部長の「国民が不安を感じている中での移行制度は決して望ましくないと考えております」との委員会発言が報動されたことは、大きな成果と言えるとの報告を受けた。

(2) 「健康保険証廃止反対」連絡会の発足について

→ 形態として連絡会、準備会、プロジェクト等の意見が出された。当面、連絡会や準備会を

想定し、準備を始めることを確認した。

2. 全国一斉「なんでも相談会」第4弾の取り組み

※日時：2023年12月23日（土）

（北九州）当日対面で3件、電話で35件の相談を受けた。相談内容も生活困窮や家庭・労働・債務・健康問題など多岐にわたりそれぞれ専門の相談員が対応した。民医連健和会からのMSW看護師の派遣で、医療健康介護の相談にあたって頂いた。県外からの緊急性の高い相談もあり当該地域へつないだ。

3. 後期高齢者広域連合協議会の対応について

・2024年2月14日（水）14時～後期高齢者広域連合協議会@博多サンヒルズホテル

※請願受付〆切日：2024年1月25日（木）

・請願書（案）

・スタンディング宣伝行動 13:20～

4. 第30期県社保協総会について

※総会日程（案）について

6月29日（土）で確認した。

※学習講演の講師（案）について

①『社会保障、福祉国家』井口 克郎（イノクチ カツロウ）神戸大学准教授

②『人新世の「資本論」』斉藤 幸平（サイトウ コウヘイ）東京大学准教授

→講演打診の順番を②→①とした。

【報告・確認事項】 ※11/9以降

1. この間の活動報告・庶務・渉外関係事項の確認

(1) 11/02（木）第29期県社保協第4回事務局会議報告 ⇒ 文書報告

(2) 11/08（水）～10（金）福岡県要請

(3) 11/09（木）第29期県社保協第2回幹事会報告 ⇒ 文書報告

(4) 11/11（土）介護の日 介護なんでも相談 ※相談3件

(5) 11/11（土）～12（日）日本平和大会 in 鹿児島

(6) 11/23（木祝）地域医療を守る運動交流集会

(7) 11/24（金）第29期県社保協第3回国保部会報告 ⇒ 文書報告

(8) 11/27（月）いかんよ貧困役員会

(9) 12/01（金）第29期県社保協第5回事務局会議報告 ⇒ 文書報告

(10) 12/01（金）いのとり裁判 早期全面解決を求める緊急集会

(11) 12/12（火）福岡県保険医協会北九州支部幹事会 国保学習会

(12) 12/21（木）「福岡県の社会保障」第65号発送

(13) 12/22（金）消費税各界連 街頭宣伝行動

(14) 12/23（土）全国一斉なんでも相談会

(15) 01/05（金）第29期県社保協第6回事務局会議報告 ⇒ 文書報告

2. 中央社保協関連

(1) 中央社保協ニュース23-19号～22号

(2) 国保パンフ学習会：1月15日（月）11:00～12:00

(3) 中央社保協 2023年度全国代表者会議へのご案内 【第2報】

(4) 沖縄県社保協ニュース

(6) 神奈川社保協ニュースNo23-⑥～⑦

3. 今期（29期）のスケジュール

（1）年間スケジュール

| 月 | 行事・行動について | 月 | 行事・行動について |
|-----|--|-------|----------------------|
| 7月 | 定期総会 後期高齢者広域連合議会請願 全国一斉「なんでも相談会」 | 12月 | 県議会 全国一斉「なんでも相談会」 |
| 8月 | 後期高齢者広域連合議会 | 1月 | 後期高齢者広域連合議会請願 |
| 9月 | 県議会 自治体アンケート確定 統一要望書作成・配布 全国一斉「なんでも相談会」 | 2月 | 後期高齢者広域連合議会 県議会 |
| 10月 | 自治体キャラバンスタート | 3月～5月 | |
| 11月 | 県への予算要望 介護の日（11/11） | 6月 | 定期総会 |

（2）今後のスケジュール

- 1/11（木）優生保護法最高裁宛 100 万人署名推進学習会
- 1/15（月）安心できる国保のために学習会
- 1/16（火）「福岡県の社会保障」第 66 号編集会議
- 2/02（金）県社保協第 7 回事務局会議
- 2/12（月・祝）2023 年度全国代表者会議
- 2/14（水）後期高齢者広域連合議会
- 3/01（金）県社保協第 8 回事務局会議
- 3/14（木）県社保協第 4 回幹事会

【各団体から報告】 ※別冊資料集参照

北九州市社保協（岡本事務局長）

11 月 10 日例年実施の「北九州市保護課との懇談会」に向けた事前申し入れ事項を当局に提出した。11 月 11 日介護の日に民医連健和会と共催で介護認知症何でも相談会を開催した。地域から 4 件の相談がありいずれも窮迫した内容であった。11 月 21 日の生保 110 番では、地域に以前配布したチラシを持参され「夫の医療費がかかり」年金では生活できないとの相談、弁護士が対応し福祉事務所に申請に行くこととなった。チラシを見た 60 歳台の兄弟から相談があり、後日生健会役員が生保申請に同行することとなった。

宗像市社保協（須田副委員長）

昨年の 12 月、宗像市議会へ学校給食無償化の請願を 1,600 筆の署名とともに提出をした。総務委員会では、3 対 2 で否決。12 月 21 日の本会議でも 12 対 7 で不採択となった。あきらめることなく、これからも運動を続けていく。

筑後地区社保協（久保田事務局長）

昨年の 10 月 23 日～31 にまでに筑後地区 6 市 3 町をめぐり自治体キャラバンを実施した。事前に 7 課題 44 項目の要請書を 9 自治体に発送、9 月末までに返送された回答をもとに各自自治体社保協会会員、事前学習をしてキャラバンにのぞんだ。全体での参加は、社保協側 75 人、自治体側は副市長、部長、課長など 153 人となり、内容は社保協から要望質問意見を出しそれに自治体が返答をする形でおこなわれた。国保制度の基本的性格については各自自治体のホームページでは改善しているものの、配布冊子では「助け合い制度」と受け取られかねない記述が残っているため、

改善を強くもめた。また、住民税非課税世帯からの国保税徴収という不都合を追求した。

大牟田市社保協（堤事務局長）

12 月議会での補聴器助成制度請願に向けて懇談を実施、共産党議員団とは懇談できたが民主護憲クラブとは懇談できず、2 月議会に向けて仕切りなおすこととした。12 月 23 日の「何でも相談会」は、大牟田市、みやま市、荒尾市の 6 万世帯を対象に開催した。相談は 6 件で、医療費やインボイス制度、交通機関の問題などが内容であった。

大牟田市の介護保険課との懇談を民医連親仁会のアンケートを持参しておこなった。剰余金があることが明らかとなった。

福岡県保険医協会（内野事務局長）

11/30 全国保団連の「保険証のこせ」国会行動に参加した。11 月 26 日マスコミ 4 社と懇談を行い、民放 1 社と、NHK で報道された。

福岡県歯科保険医協会（七里氏）

12 月 23 日付の日刊現代デジタル版で、12 月のマイナ保険証一本化の閣議決定を受けた河野デジタル相の会見についての記事が掲載された。「義務化されたのちに、マイナ保険証を医療機関・薬局で利用できなかった場合は、マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡をいただきたい……」と実質、国への密告を呼びかけるもので、その後全国保団連の本並事務局次長の反論が続いている。福岡県歯科保険医協会は、抗議と怒りを持って 12 月 25 日「保険証廃止の撤回を求める」の会長声明を発出した。また、「健康保険証を残して」の福岡県と大野城市の請願については、事前のアプローチが功を奏して両請願とも詳しくニュース報道がされた。世論形成のためにも今後の運動もマスコミへつないでいく。

福岡県自治体労働総連合（掛谷氏）

11 月 30 日生活保護基準引き下げ違憲訴訟名古屋高裁勝利判決についての説明がされた。12 月 1 日の緊急集会で、損害賠償も認められた完全勝利に、「おかしいことはおかしい！」と言い続けることの大切さが共有された。その後武見大臣が不適当な発言を行い、今後他県の高裁への影響が危ぶまれている。

全日本年金者組合福岡県本部（保田書記長）

12 月 15 日、兵庫県の年金引き下げ違憲訴訟の上告が最高裁で棄却となった。しかし補足意見では、憲法 25 条の内容を国の責務と述べている。裁判闘争を仲間づくりとともに大きく広げることが重要。2 月 14 日の後期高齢者医療広域連合議会に向けて、医療費 2 割自己負担中止と保険料引き下げ等の請願を提出する。議会当日は、傍聴前に宣伝を行う。

全国福祉労働組合福岡地方本部（城山副委員長）

旧優生保護法裁判に向けての 100 万人署名は、福岡県で 5 万筆目標のうち現在 1 万 2 千筆ほどが集約された。もし裁判で敗訴すれば、戦後最大の人権侵害に対する国の責任逃れを、容認してしまうことになるので、さらなる署名行動の強化を呼びかけます。

障がい者の生活と権利を守る福岡県連絡協議会（佐藤事務局長）

12 月 18 日、「福岡市障がい者を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の実体規定に、「何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする、差別をしてはならない。」の文言を入れることの請願を提出した。1 月 23 日は要望書に対する意見交換会の予定。

旧優生保護法裁判に向け、11 月 18 日警固公園で集会、デモ行進も行った。110 名が参加。福岡地裁で 1 月 23 日口頭弁論、1 月 25 日の、もうお一人の口頭弁論で結審、25 日裁判後集会を

行う。「優生保護法最高裁宛て 100 万人署名」は現在 1 万 2 千人位の集約、3 月まで行う。

福岡県建設労働組合（森部氏）

11 月 30 日福岡地裁、建設アスベスト九州訴訟第 3 陣第 4 期日が行われたことが報告された。優生保護法の署名は 1862 筆を集約しており、追加分も集約。

福岡県労働組合総連合（渡邊書記次長）

2 月 4 日「2024 年問題シンポジウム」を開催予定。医師、建設・運輸労働者の労働時間上限問題が中心となる。

民医連（甲斐次長）

11 月 15 日「オンライン資格確認、マイナンバー保険証に関わるアンケート調査報告」の記者発表を開催、11 月 20 日 NHK で報道。11 月 8 日から 10 日福岡県と 2024 年度予算要求懇談を行った。11 月 11 日～12 日鹿児島での日本平和大会に県連事務局より 1 名参加。11 月 27 日博多駅前でイスラエルのガザ侵攻反対の宣伝行動をおこなう。「健康保険証を残してください」の署名を、発送していた民医連以外の医療機関や介護事業所等から 1976 筆を集約した。

■次回事務局会議 毎月第 1 金曜日

~~8/4 (金) 9/1 (金) ⇒9/6 (水) 10/6 (金) 9/6 (火) 11/2 (木) 12/1 (金)~~
~~1/5 (金) 2/2 (金) 3/1 (金) 4/5 (金) 5/3 (祝) ⇒5/2 (木) 6/7 (金)~~

■幹事会 奇数月第 2 木曜日

~~9/14 (木) 11/9 (木) 1/11 (木) 3/14 (木) 5/9 (木)~~

福岡県社保協 第29期 第4回 国保部会報告

日時：2024年1月26日(金) 15:00～17:00
 場所：福岡県民医連会議室とオンライン(ZOOM)併用
 出席者：(敬称略)

| 福岡県社保協 事務局 | | | 福岡県 自治労連 | 福建労 | 福岡市 社保協 | 福商連 | 筑後地区 社保協 | 民医連 MSW |
|---------------|----|----|-------------|-----|------------|-----|-------------|------------|
| 甲斐 | 今村 | 川上 | 懸谷 | 山中 | 皆川 | 岩下 | 貫橋 | () |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | |

司会進行：甲斐 光洋 *8名中 参加 7名 (87.5%)

【学習】

「キャラバンから見えてきた国保の問題点」報告：筑後地区社保協 貫橋 氏

感想、意見交換を行った。九沖ブロック社保協事務局会議では、「他県は（筑後地区社保協と同様）、全自治体とキャラバンを行っている」とのこと。福岡県も筑後地区を参考にしながら、キャラバンを検討する必要があるとの意見あり。

【協議事項】

1. 福岡県医療保険課への交渉・懇談について

(1)国民健康保険に関する要望書 福岡県医療保険課宛
 要望書を1月10日に医療保険課に提出。担当者より、回答は2月以降になるとの連絡あり。
 回答が可能になった時点で県当局との懇談を調整することとした。

(2)中央社保協資料

- ①国民健康保険制度の改善を求める要望
 12月5日提出、厚労省宛の要望書
- ② 国保改善学習運動交流集会アピール (2023.12.17 国保改善運動学習交流会)
 - ・国保料引き下げのための意見書採択の運動を進める。
 - ・国保パンフの学習を深めるため、1月15日に学習会を開催する。

(3)福岡県国民健康保険運営協議会（第4回、第5回）

- ①出された意見など
 - ・令和4年度の運営協議会の議事録について、税制収支の改善に掛かる基本的考え方とところで、議事録の中に「財政が安定的に運営していくためには収支が均衡していることが重要です。現状では多くの市町村で法定外繰り入れなどが行われている。これらの解消に取り組むことにより財政収支の改善を図る必要があります」と運営方針の中に書かれているが、繰り上げ充用や法定外繰り入れを削減したら均衡しないので矛盾している。(保険料を上げることになる。)

- ・自治体だけで解決するのは難しい。自治体の関係者を励まして市長会や知事会に本気で取り組んでほしいとお願いしていく。1/15の学習会で「決算補填目的の法定外繰り入れは×」と言っている。例えば子どもの均等割りを国保財政だけで解決すると、試算目的、決算補填目的になるが、子ども医療費は国保だけの問題ではない。均等割りをなくしたらお金がないとされているが、国保財政から出さず、一般会計から出すべき。

②第4回2022年11月18日(金) ホームページに議事録あり。(更新は2024年1月)
 議事録中の質疑応答で「国保の共同運営の円滑化を図ることを目的として、県と市町村との協議の場として国保共同運営会議を設置しております。取組状況ですが、令和3年度は、保険料水準の県内均一化等の課題について、市町村と協議を行っており、今後も引き続き協議を進めてまいります。」の箇所は矛盾している。「保険料の取り組みはすでに行っている」と言う意味ではないか。この協議会ではなく別に「国保共同運営会議の設置」するのは理解に欠ける。

②第5回1月19日(木) ホームページ掲載なし。

第2期運営方針について、統一保険料の内容が入ってくると予想している。

【報告・確認事項】 1.2.とも別紙にて報告とした。

1. 幹事会・事務局会議等の報告

- (1) 第3回 国保部会報告 (11/24)
- (2) 第5～6回福岡県社保協事務局会議報告 (10/6・11/2)
- (3) 第4回県社保協幹事会報告 (1/11)

2. この間の主な動き・取り組み報告

(1)中央社保協

- ①安心できる国保のために学習会：1月15日(月) 11:00～12:00 オンライン開催
- ②介護保険制度のいま・これから：1月28日(日)
- ③ 2.1 高齢者中央集会・国会議員要請行動：2月1日(木) 10:30～15:00
- ④全国代表者会議：2月12日(月・振替休日) 13:00～16:30

(2)福岡県社保協

- ①健康保険証の廃止の撤回を求める請願
 - 大野城市議会：12月7日(木) 総務政策委員会にて審議 結果：不採択
 ※西日本新聞記事 (12/7)
 - 福岡県議会：12月14日(木) 厚生労働委員会にて審査 結果：継続審議
 12月20日(水) 本会議にて審査 結果：継続審議
 ※赤旗新聞記事 (12/9、16)

②全国一斉「なんでも電話相談会」

- ・第4弾-12月23日(土)
 →北九州38件(リアル3件、電話35件)、福岡(相談3件、食糧支援130件、食糧支援時の

アンケート 38 件)、大牟田 (電話 7 件) の 3 カ所で開催済み。

③県社保協 FaxMail ニュース№123

④後期高齢者広域連合議会の対応について

- ・2024 年 2 月 14 日 (水) 14 時～後期高齢者広域連合議会@博多サンヒルズホテル
- ・請願書提出: 2024 年 1 月 22 日 (火)
- ・スタンディング宣伝行動 13:20～13:50

⑤第 30 期県社保協総会について

- ・総会日程: 6 月 29 日 (土) PM

3. 情勢資料他

西日本新聞 12/13、12/17. 1/16 記事より

- ・ 政府がマイナ保険証トラブルの総点検を行ったところ、ミスが発生確率が 0.01%と極小だったことがわかった。しかしマイナ保険証利用率は 2023 年 10 月時点で 4.4%、現在も減少している中で免許証、母子手帳、健康受診券までも一体化を進めていることについて、疑問の声があがっている。
- ・ 一般社団法人情報システム学会は、「情報漏えいや不正アクセス被害から守ってくれるのは 4 桁の暗証番号のみで明らかに脆弱すぎる。マイナンバー制度はユーザー視点などが欠如している。根本的な制度設計からやり直す必要がある」と紹介。

4. 継続課題

(1) 県内自治体へ多子減免を広げるとりくみ

福岡県内の状況

福岡市(所得制限なし、中学生まで)

北九州市(世帯年収 320 万以下、高校生まで)

→ 久山町については、引き続き調査していく

5. その他

山中さんより下記の意見が出された。

- ・ (筑後地区社保協の久保田氏より)「キャラバンをするということは、住民がいないと成立しない。そこを追求していく必要がある」とのことから、今後の県社保協事務局会議で議論していく必要がある。また地域社保協の状況を見える化 (資料に) して、そこにどう県社保協として援助していくか、地域社保協を活性化するという方針も掲げているので、毎回会議で追求していくことが大事ではないか。
- ・ この国保部会では、技術的、論理的な部分を深めていくのをメインにする。また国保分野での課題は何かを幹事会に提言していくイメージでいいのではないかと。そういう意味でも協議項目をも

う少し絞っても良いのではないかと。

- ・ 保険証の問題については、(神奈川県社保協のように) 国会議員に対して請願署名提出するための紹介議員を増やす。その運動を県社保協として広げていく。

※次回(第 5 回)国保部会 3 月 22 日(金) 15:00～ <ZOOM 開催> 福岡県民医連 他

定例: 隔月第 4 週 (金)

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2024.1.12 №.123

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

福岡県議会へ「現行の健康保険証の存続を求める請願」提出

福岡県会議員との懇談



11月13日

福岡県議会に請願書提出



12月8日

福岡県議会（厚生労働環境委員会）で審議、結果は「継続審査」

福地幸子県議が紹介議員を快く承諾していただきました。

福岡県歯科保険医協会と民医連が県議会に提出。12月9日赤旗新聞に掲載されました。



12月14日



福岡県保健医療介護部長は「国民の不安を感じている中での制度移行は、決して望ましくないと考えています」と発言しました。また福岡県歯科保険医協会事務局の七里氏は「患者さんの生命・健康に関わる大切な情報なので、誤りは基本的に絶対あってはならないこと」と訴えましたが、結果は残念ながら継続審査（実質不採択）となりました。同日RKB「タダイマ！」で放送され、12月16日赤旗新聞にも掲載されました。

大野城市議会（総務政策委員会）でも審議、結果は「不採択」

大野城市議会でも12月7日、総務政策委員会で審議。採決は議長を除く委員6人で、賛否同数となったため、委員長判断で不採択と、大変惜しい結果となりました。

ドの手続きや管理が難しい高齢者にとっては現在の保険証が最善で、マイナンバーに他人の情報が誤ってひも付けされると指摘する。

西日本新聞12/8(金)
健康保険証の存続請願
大野城市議会
委員会不採択
来年度のマイナンバーカードとの一体化に伴い、健康保険証を廃止する政府方針の撤回を求める請願について、大野城市議会総務政策委員会は7日に審議し、不採択とした。採決は議長を除く委員6人で、賛成と反対が同数となったため、井福大島委員長が不採択を決めた。最終日の18日に本会議場で、全議員で採決する見通し。
請願書を提出したのは県社会保障推進協議会と県歯科保険医協会。マイナカー

12月2日に保険証廃止が閣議決定されていますが、県社保協は今後も引き続き、現行の健康保険証の存続に向けて、他団体と共同して働きかけを行っていきます。

【第2回後期高齢者医療広域連合議会】

2月14日(水) 14:00~博多サンヒルズホテル2F(玄関前アピール宣伝 13:20~)

福岡県社保協 Fax Mail ニュース

2024.3.5 №.124

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

2024年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会傍聴

高齢者医療費窓口負担2割を中止せよ！



議会前のスタンディング宣伝

福岡県後期高齢者医療広域連合議会が、2月14日(水)午後2時より、サンヒルズホテル博多(博多区)で開催されました。福岡県社会保障推進協議会は、「75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の中止などを求める意見書提出について」の請願書を提出しており、20名で傍聴しました。開会前に会館玄関入口横で、会館入場の議員と通行者に向けて、医療費窓口負担2割化の中止を求めるスタンディング行動を行いました。今回も福岡県社会保障推進協議会の他に、年金者組合福岡県本部、福岡県民医連共同組織連絡会から請願書を提出しました。

賛成少数で否決

請願は、出席議員26名の内2名(共産：中山郁美福岡市議、無所属：井上しんご北九市議)の賛成少数で否決されました。請願提案に先立ち、一般質問で中山議員より、長引く物価高騰の中での保険料値上げで、介護保険料等の被保険者の生活に及ぼす影響や、マイナ保険証一体化により医療を受けられない被保険者が生み出されるのではないかなど、質問しました。後期高齢者医療広域連合当局は、「少子高齢化、現役世代人口減等の理由により保険料増はやむを得ない」「国に対し、カード取得者に混乱が生じないように対応すること等の要望を行っている」という答弁でした。高齢者の厳しい生活実態について、正面から向き合えない広域連合当局の姿勢に、参加者一同に落胆と怒りの思いが広がりましたが、議会終了後、参加団体から「年金生活者の思いをしっかりと訴えてくださった中山議員に勇気をいただいた」との声もあがりました。



賛成する井上議員(左)と中山議員(右)



質問する中山議員

県社保協は、これからも粘り強く多くの議員に働きかけ、運動を広げていきます。

今年度は「介護扶助」と「生活保護の広報」を重点に

北九州市保護課と生活保護行政について懇談会を実施

- 介護扶助に対しては「個別の事情を考慮のうえ行うこと」を確認。
- ケアプランの一方的削減はせず、面談やサービス担当者会議への参加を要求。
- 広報ポスターは消極的も、公的窓口での「生保のあらし」配置拡大を約束。
- 以前として変わらない決定率に比べ、低い申請率は事前審査が問題と指摘。
- 入院時の生保一部負担金の回収については考え方の相違で平行線。
- 「ケースに応じて自立更生費活用時の見積りは1社でも可能」については評価。

例年実施している市保健福祉局保護課との懇談会を、今年度は1月19日(金)に北九州市総合保健福祉センターにおいて実施しました。

毎年この自治体キャラバンの時期に改善項目を申し入れ、保護課の回答を受けて懇談をおこなっており今回、社保協からは高木会長(弁護士)をはじめ15名が参加。市保護課からは保護係長ら3名が出席しました。

毎回、現場の実態を周知してもらう為に民医連の健和会からMSWが参加していますが、今回は「介護扶助」を重点項目とした関係から、健和会の介護事業所からケアマネの方にも参加して頂きました。もう一つの



重点項目「生活保護の広報」と合わせ活発な意見交換をめざしました。

懇談では、まず最初に介護扶助に関する点について取り上げ、ケアプラン削減など保護課ケアマネの不当な介入や施設入所にあたっての対応事例を紹介し、当局の見解を求めました。これに対し「生活保護法8条(最低限度の生活の需要を満たし且つ、これを超えないもの)に準拠するのが原則だが、個別の事情は当然あり一方的に削減したり、拒絶することはあってはならない。こちらでも調査・確認を行い、必要であれば指導等の対応を行っていきたい旨」の回答がありました。

今回は認識の確認や一定評価できる項目もあるなど充実した懇談会になったと思っています。また、市当局より「生保は金銭的な問題だけではなく、要保護者の様々な生活背景にも言及すべきという点はいへん勉強になった」との発言もあり、要保護者を取り巻く環境が大きく様変わりしている点が共有できた事で、今後の生保行政の改善に繋がればと期待しています。

署名「現行の健康保険証を残してください」

民医連外の県内事業所から1,976筆集まる！

県連事務局では、福岡県内の医療機関、介護事業所、4,888箇所（親仁会が発送した事業所を除く）に、署名を送付して協力を呼びかけました。（10月に発送終了）

12月21日現在で1,976筆の署名が届いています。開封すると、コピーして患者さん、利用者さんに協力していただいている事業所もありました。先日送られてきた署名用紙に「遅くなってすみません」とメモが添付されていたため、こちらからお礼の連絡をしたところ、「健康保険証廃止は本当に困ります。少ないですが署名を集めましたので送りました。」と…。「重要なのは、健康保険証を残すことの意味を広く知らせることです。」と、今後も引き続きご協力をお願いしました。また署名用紙の下半部分にある「私のひとこと」に、現状や思いを書かれてある事業所もありましたのでご紹介します。



医療機関だけでなく、介護事業所も管理面や業務面で負担増に…

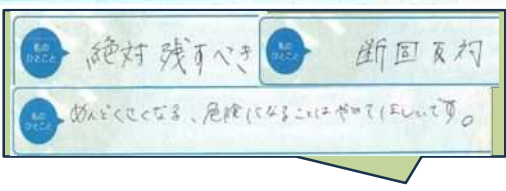
私のひとこと
ケアマネジャーをしています。マイナンバーカードの申請が本人では出来ない方のかかりにケアマネが代行申請出来るようにある...という案もあるようです。個人情報等のとっかかりに申し分ないが、事務的なケアマネも動きませんが、マイナンバーカードの取得はケアマネには関係のないものです。

私のひとこと
高齢者支援をしているケアマネ事業所です。一人暮らし、認知症身辺見守りという方もたくさんいます。マイナンバーカードの手続きは誰がするのでしょうか。行政が自宅で手続きしてくれない限り、無理です。

1人で申請に行けない方への配慮が全くない！

私のひとこと
自分達が高齢や障害を持ってしまったことを想像して頂きたい。何もできなくなった時に利便性優先がそのような方々にいかに負担となるかを考えてください。

保険証を廃止されると、マイナ保険証を持たない方に資格確認書を交付したり、高齢者施設等への対応として、暗証番号が不要な顔認証カードを発行すると国は言っています。



しかしこれらは、現行の健康保険証を存続すれば不要であり、税金の無駄使いでしかありません。健康保険証は国民皆保険制度の根幹です。今後も現行の健康保険証の存続に向けての取り組みを行っていきましょう。



今後は各法人の取り組みについてもご紹介していきますので、取り組みの内容など、是非県連事務局までお送りください。

2024年2月28日

福島県民主医療機関連合会 御中

ノーモア・フクシマ いわき市民訴訟 原告団・弁護団
ふるさとを返せ 津島原発訴訟 原告団・弁護団
「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 原告団・弁護団

原発訴訟全国連絡会の

「原発事故は国の責任です」共同署名

へのご協力をお願い

○ 被害者の真の救済と二度と原発事故による被害を起こさないことを目指す全国の集団訴訟

原発事故によって福島県内外の多くの住民が甚大な被害を受けました。原発事故被害者は、国と東京電力の責任を徹底的に究明し、その加害責任を踏まえ、地域の原状回復、被害の完全賠償、そして二度と原発事故被害が起こらないことを求めて、全国各地で集団訴訟を闘ってきました。

○ 国の責任を否定した6・17最高裁判決

そうした中、2022年6月17日、最高裁第二小法廷は、福島第一原発事故について国の責任を否定する判決を下しました。その理由は、実際には津波対策は何らとられていなかったけれども、「津波は想定を上回るものだったから、たとえ防潮堤などの対策をとったとしても事故は防げなかった」というものでした。

○ 「事故を防げなかった」というのなら、原発を稼働する資格はない

しかし、「対策をとったとしても事故は防げなかった」というのであれば、万が一の事故を防ぐためには原発をやめればよかったです。この判決は、国策として原発を推進し必要な安全規制を怠った結果、事故の惨禍を招いた国の責任を免罪するものであり、「結論ありき」の乱暴な判決です。これでは、事故から教訓を導くどころか、また同じような重大事故が起きてもおかしくありません。

6・17最高裁判決は、原発推進に舵をきり老朽原発すら「活用」を図ろうとする政府の意向に無批判に従うものであり、事実と道理に基づいて政府の誤りを正し被害者を救済するという司法の本来の役割を投げ捨てたものです。

○ 6・17最高裁判決を正すための全国共同署名へのご協力を

原発被害者訴訟原告団全国連絡会は、後続の高裁・地裁判決及び新たな最高裁の判決によって、6・17最高裁判決を正すことを目指し、訴訟団の枠を超え共同署名（個人署名）に取り組みます。

原発事故の惨禍を二度とくり返さず、次世代が原発事故の恐怖と不安に怯えないですむようにするために、事実と道理に基づく正しい司法判断を求める署名に、ぜひご協力ください！

- ◆ 署名募集期間 新たな最高裁判決を獲得するまで。
第1次締切 2024年3月末日
(以後、新たな最高裁判決を終期として、随時、締切日を設定します)
- ◆ 回収方法 封筒などで下記の原告団事務局までご送付ください。
- ◆ その他 署名用紙の追加等は、下記の原告団事務局までお申し付けください。
尚、用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。
署名者は年齢・国籍を問いません。
- ◆ お問い合わせ先 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（略称・生業訴訟）
原告団事務局
福島市五老内町9-4 オフィスビル 2階北
Tel：024(572)6480 Fax：024(572)6481
Eメール：jimukyoku@nariwaisoshou.jp

○ 現時点で把握されている結審・判決が予定される主な訴訟の状況（最高裁・高裁中心）

| 訴訟団 | 係属裁判所 | 訴訟の進行（期日） |
|---------------------------|-------|-----------------|
| ノーモア・フクシマいわき市民訴訟 | 最高裁 | 第3小法廷に係属が決定 |
| だまっちゃおれん！原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜 | 名古屋高裁 | 2023.11.22 判決 |
| 福島第一原発事故損害賠償 千葉訴訟（2陣） | 東京高裁 | 2023.12.22 判決 |
| 福島原発被害 東京訴訟 | 東京高裁 | 2023.12.26 判決 |
| みやぎ原発損害賠償訴訟 | 仙台高裁 | 2024.3.18 判決 |
| 原発避難者 山形訴訟 | 仙台高裁 | 2024.1.17 判決 |
| 福島原発 神奈川訴訟（第1陣） | 東京高裁 | 2024.1.26 判決 |
| ふるさとを帰せ 津島原発訴訟 | 仙台高裁 | 来春に判決の可能性 |
| 原発避難者 新潟訴訟 | 東京高裁 | 2023.10.27 結審 |
| 原発賠償 ひょうご訴訟 | 神戸地裁 | 2024.3.21 判決 |
| 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（第2陣） | 福島地裁 | 2023.12.11 裁判期日 |

国の原発事故責任を認める 最高裁判決を求める署名にご協力ください!

— もう二度と原発事故の被害をくり返さないために —

国の責任を否定した 最高裁判決

2022（令和4）年6月17日、最高裁判第二小法廷は、福島第一原子力発電所事故について国の責任を否定する判決を下しました（6・17最高裁判決）。その理由は、（実際には津波対策はとられていなかったにもかかわらず）「津波は想定を上回るものだったから、たとえ防潮堤などの対策をとったとしても事故は防げなかった」というものでした。



2022年6月17日 生業最高裁前行動 写真提供: 牧内昇平

「事故を防げなかった」というのなら、
原発を稼働する資格はない

「対策をとったとしても事故は防げなかった」というのであれば、万が一の事故を防ぐためには原発をやめ（止め）ればよかつたはずです。この判決は、国策として原発を推進し必要な安全規制を怠った結果、事故の惨禍を招いた国の責任を免罪するものであり、「結論ありき」の乱暴な判決です。これでは、事故から教訓を導くどころか、また同じような重大事故が起きてもおかしくありません。6・17最高裁判決は、国に原発を推進する資格などなかったことを示したとも言えます。



「原発事故は国の責任」とはっきり認める、
勇気ある司法判断を求めます

東電の事故調査報告書ですら、「防ぐことができなかった事故」とはしていません。6・17最高裁判決は、原発推進に舵をきり老朽原発すら「活用」を図ろうとする政府の意向に無批判に従うものであり、事実と道理に基づいて政府の誤りをただし被害者を救済するという司法の本来の役割を投げ捨てたものです。

原発事故の惨禍を二度とくり返さず、次世代が原発事故の恐怖と不安に怯えないうですむようにするために、事実と道理に基づく正しい司法判断を求める署名に、ぜひご協力ください!



議員会館前スタンディング行動



「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟原告団

原発事故は国の責任です

最高裁判所 御中
仙台・東京・名古屋・大阪・福岡各高等裁判所 御中
福島 地方裁判所 御中

私たちは、福島原発事故の教訓を明らかにし、二度と原発事故を起こさないため、そして、被害者の真の救済の実現に向けて

国の責任を不問に付した最高裁判決（2022年6月17日）を正す高裁・地裁判決、新たな最高裁判決を求めます。

政府は、国の責任を否定した最高裁判決に免罪符を得たかのように原発推進に舵を切りました。

甚大な被害をもたらす原発事故から教訓を導いて後世に正しく伝えることは、二度と原発事故を起こさないために不可欠なことです。

私たちは、最高裁をはじめ各地の裁判官に対し、司法の果たすべき役割を深く自覚し、国の責任を不問に付した最高裁判決を正す高裁・地裁判決、新たな最高裁判決を下すことを求めます。

| 氏名 | 住所 |
|----|------------|
| | 都・道 府・県 |
| | 都・道 府・県 |
| | 都・道 府・県 |
| | 都・道 府・県 |
| | 都・道 府・県 |

【呼びかけ】 原発被害者訴訟原告団全国連絡会

【集約先】 「生業を返せ、地域を返せ!」 福島原発訴訟原告団

〒960-8111 福島市五老内町9-4 オフィスビル2階北

TEL:024-572-6480 FAX:024-572-6481 E-mail:jimukyoku@nariwaisoshou.jp

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団事務所 宛
(FAX：024-572-6481)

署名用紙注文書

2024（令和6）年 月 日

以下のとおり、署名用紙を発送してください。

| | |
|-------------|---|
| 団体名 | |
| 所要枚数 | 枚 |
| 送付先 | 〒 |
| 担当者（部） 名 | |

※ この注文書に基づきお送りする署名用紙は、【集約先】として「『生業を返せ、地域を返せ！』福島原発訴訟原告団」と記載され、また裏面のチラシの発行主体も同じ記載がされたものになります。貴団体において別の記載をご希望の場合、【集約先】及びチラシの発行主体を空白にしたPDFデータをご提供しますので、これを編集の上、印刷等していただければ幸いです。その際は、「所要枚数」欄に「データ送付希望」とお書きの上、送付先にメールアドレスをお書きください。

衆議院議長 様
参議院議長 様

紙媒体による金融サービスの継続を求める請願

私たちは、軽度外傷性脳損傷（MTBI）患者・家族会です。当会を含め高次脳機能障害、脳障害等で、記憶障害（脳の病気・ケガ等の後遺症・高齢で認知低下など含む）を持つ患者・家族は、預金通帳・クレジットカードの明細書などがペーパーレス化になると大変困ります。今、国はペーパーレス化を進めていますが、この様な障害のある記憶障害の患者は大変深刻な問題に直面しています。

私たちの記憶障害は時が過ぎれば記憶が消えるという特徴を持っています。
例えば、銀行の通帳がペーパーレス化されると、記憶を伴うログインやパスワードがわからず、お金の出し入れができません。

自分にいくら預金があるか把握ができず、勘違いなどトラブルになり兼ねない事も想定できます。

ついては、次の事項について要請します。

【請願項目】

- 一、 高次脳機能障害・軽度外傷性脳損傷等の記憶障害（脳梗塞後の後遺症・高齢で認知低下など含む）を持つ脳の認知機能の特徴を理解して下さい。
- 二、 金融・保険関係における重要な物（通帳、保険証書、請求・明細書など）に関して、希望する人には紙媒体による金融サービス（銀行、信用金庫、農協含む）を無料で継続して下さい。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|--|
| | 住所は都道府県から所番地まで省略せず記入願います。「同上」「〃」等は使用不可となります。 |
| | 都道府県 市町村 |
| | 都道府県 市町村 |
| | 都道府県 市町村 |
| | 都道府県 市町村 |
| | 都道府県 市町村 |

※この個人情報は国会請願以外使用致しません。 ※同じ内容で電子署名も受付可能です。

※この署名活動を取りまとめた方は恐れ入りますがご一報いただきますと助かります。



↑立上人のご挨拶



↑視覚障害者・
読み上げ



※↑電子署名



軽度外傷性脳損傷(MTBI)患者・家族会

〒838-0141 福岡県小郡市小郡3-9-1-2

TEL/FAX : 0942-72-7227

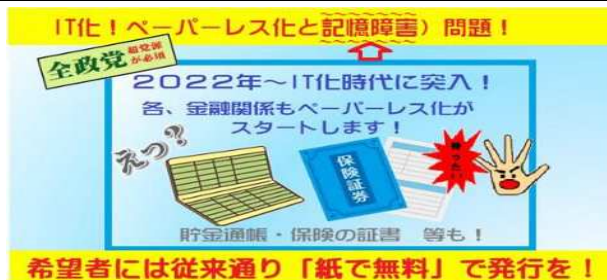
mail : mtbi_fukuoka@yahoo.co.jp

代表 山下いづみ

★【募金のご協力を頂ける方】 郵貯銀行 記号 17480 番号 40657931 名義人：山下いづみ

銀行の通帳が無くなる！大事な証書もITになる！水面下で既に動いています。

媒体による金融サービスの継続を求める「請願」の意味とは？



当会・MTBI（軽度外傷性脳損傷）活動の経緯の中で脳損傷（高次機能脳障害）含め、「認知」というキーワードが在ります。

脳が何らかの外傷（突然の事故・建設現場などの転落事故・DV・激しいスポーツ等）始め、脳の病（脳梗塞・クモ膜化出血などの手術の後遺症）など年齢に関係ありません。

又、老化等でも、当然、認知が起こります。現時点では、誰もがやって来る問題です。

——忘れる・名前が出てこない・番号忘れる・思い出せない——

認知症は本人始め家族も非常に生活が急変し生き辛く大変な苦労を強いられます。

しかし、認知は、外傷だけでなく、誰でも起こる事、歳を取れば脳機能は衰えるわけです。こういうことも踏まえ私たちは、声を出しています。

- ◆ 銀行の通帳が無くなるとしてしている現状（報道しない為「皆知らない」が着々と水面下で進んでいます。2021年調査済み）急務です。

物忘れのある人に、管理をITで強いられると困る。覚えられない・忘れるからです。政府は、ITにてログイン登録しID・パスワードを入力し管理！という考えで動いています。結果、マイナカード紐づけに成りでしょう。危険です。

認知がある人にそれが無理な事だ！と当会は発言しました。すると、顔認証が在る！と言って来ました。では、寝たきりの方はどうするか？と今、私たちは反論していますが回答は無しのままです。



寝たきりの人は動けないから対策が取れないのと推測されます。

※政府管轄の医療・介護福祉関係事業者も賛同するほど皆、現場では困っています。こういうことを政府が発言する事が、あまりにも医療・福祉を理解の欠落発言です。

- ◆ 同じく保険関係における重要な物（保険証書、請求・明細書など）も認知のある方はログインできないわけで紙で発行を従来通り続けて下さい。従来通りサービスで！という内容です。

軽度外傷性脳損傷(MTBI)患者・家族会



〒838-0141 福岡県小郡市小郡3-9-1-2

TEL/FAX : 0942-72-7227

mail : mtbi_fukuoka@yahoo.co.jp

代表 山下いづみ



通帳が 
無くなる？

◆大事な証書も！(生命保険証なども)

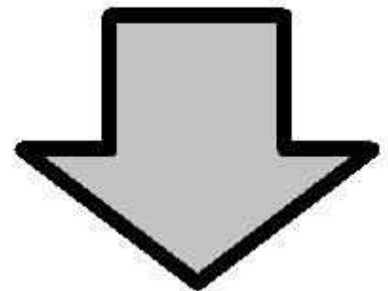
地方銀行・ゆうちょ・農協も

この世から消える！

**全てIT (PC/スマホ)
で管理！**

行く末はマイナカード！？

困る



**反対の！署名活動の
ご協力お願い致します。**

軽度外傷性脳損傷患者・家族会

社説

2024年3月7日

子育て支援金 「国民負担」の全容を示せ

厚生労働省が先週発表した2023年の出生数は75万8631人で、過去最少を更新した。8年連続の減少だ。

想定より10年以上早く進む少子化のペースに、政府の対策が追いついていない。岸田文雄首相が「異次元」と称する新たな対策も心もとない。財源確保の道筋がいつまでたっても見えないからだ。

国会で少子化対策関連法案の審議が始まった。児童手当や育児休業給付を拡充し、親の就労にかかわらず子どもを預けられる「こども誰でも通

園制度」を新設する。

子育て支援をはじめ、関連する対策には年3兆6千億円の予算が必要になる。肝心の財源は法案が提出されてもなお曖昧さが残ったままだ。

特に議論になっているのは26年度に新設する「子ども・子育て支援金」だ。公的医療保険料に上乗せして国民や企業から徴収する。段階的に増額し、28年度に1兆円を確保するという。

政府は28年度の1人当たりの徴収額を月平均500円弱と説明してきた。加藤鮎子こ

ども政策担当相は衆院予算委員会で、千円を超える場合もあり得ると答弁している。

加入する医療保険や所得によって徴収額は当然異なる。国民はその全体像が知りたいのに、政府ははっきり示そうとしない。

社会全体で子育てを支援するため、幅広い世代で費用負担を分かち合う発想は理解できる。子育てに関わらない人からも賛同を得るには制度の詳細な説明が不可欠だ。

この財源問題を一層分りにくくしているのが首相の発

言である。社会保障費の歳出改革と賃上げで「国民に実質的負担は生じない」と繰り返し返し述べている。

社会保障費を削減すれば、国民の社会保障料を抑えられる。さらに賃上げで所得が増えれば、医療保険料の上乗せ負担分は相殺される、という理屈だ。どれだけの国民が理解できるだろうか。与党内からも「分りにくい」と批判的な声が出ている。

社会保障費の歳出改革は、介護保険分野の先送りが決まったばかりで実行可能性に疑問符が付く。賃上げは雇用者が決めることであり、医療保険料を負担する全ての人が対象にならない。

負担増の議論を最初から避けた首相は不誠実である。国民に協力を求めるなら、無理な理屈でごまかさずに正面から語るべきだ。

仮に当て込んだ財源を確保できなければ、借金に頼らざるを得ない。子育て支援の借金返済を子どもたちに回すとは、笑えないシナリオだ。

23年の婚姻数は90年ぶりに50万組を下回った。経済的な理由で結婚や子育てを諦める人が少なくない。

少子化対策は子育て支援に偏らず、若い人の雇用や暮らしを支援することが重要だ。子どもを持つ希望が持てるように、実効性のある対策を急がなくてはならない。

生活保護申請最多25万件

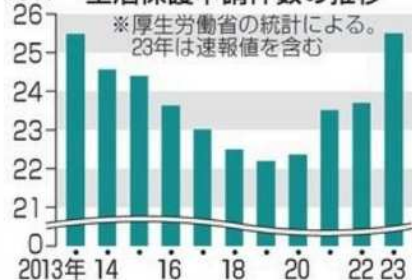
23年 コロナ禍、物価高打撃

2023年1〜12月の生活保護申請件数が、現行の調査方式になった13年以降で最多だったことが6日、厚生労働省の統計で分かった。22年から7・6%増の25万5079件に上り、増加は4年連続。新型コロナウイルス禍による生活苦に、物価高の打撃が重なったとみられる。23年12月時点の受給は過去最多の165万3778世帯。半数以上は高齢者世帯だが、現役世代の申請も増えており、困窮層の広がり懸念される。

コロナ禍で家計収入が減り、低所得世帯への公的支援が縮小する中、食料品や光熱費などが値上がりしている。厚生省によると、貯蓄が減少したことで生活保護申請を選択する人が増えているという。担当者は「コロナ禍の影響が長引いており、増加傾向はしばらく続く」とみられる。動向を注視したい」としている。

厚生省が発表した統計（23年3月までは確定値、同4月以降は速報値）に基づき、年間の申請件数を集計した。23年12月の申請は1万8695件で、前年同月と比べて5・6%増えた。増加は12カ月連続。23年12月から保護を受け

生活保護申請件数の推移



※厚生労働省の統計による。
23年は速報値を含む

始めたのは1万8801世帯で前年同月比7・2%増。以前から受けている人を含む受給世帯は0・4%

現役世代に困窮広がる

生活保護の申請件数は4年連続で増え、2023年は13年以降最多となった。支援団体が毎週実施する食料配布には長い列ができ、若者や女性、単身者が目立つ。新型コロナウイルス禍の失業や収入減少、長引く物価高騰の影響は深刻で、困窮を訴える人が減る兆しは見えない。

東京都新宿区で毎週土曜日、NPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」が行う無料の食料配布には、毎回700人前後が集まる。コロナ禍前はホームレスらを対象に月2回配布し、100人程度が利用

増の165万3778世帯となった。受給が一時停止中の世帯を除く164万5271世帯の内訳は、高齢者世帯が前年同月とほぼ同数の90万6709世帯。現役世代を含む「その他世帯」は26万438世帯(2・0%増)、母子世帯は6万5461世帯(3・5%減)だった。22年度の1カ月平均の確

定値も公表した。申請は2万475件で前年度と比べて6・9%増えた。増加は3年連続。支援団体のNPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」の担当者は「コロナ禍に失業などで収入が悪化し、回復できないまま物価高に苦しめられている人が多い」と指摘している。

コロナ禍で困窮者は増え、20年から毎週実施にする」と、食料を求める人が増加していったという。

2月の寒空の下、約20分並んで初めて食料を受け取った男性(39)は「無料はありがたい」と笑顔で話した。コンビニなどのアルバイトで生計を立てるが、物価高もあり現金はいつも足りない生活。働く意欲があり生活保護は受けないと決めて

(65)は生活保護を受けて暮らす。「物価が高く、保護費を受け取っても全部出ていって、何も残らない」。1人暮らしで数年前に膝を痛めたが、医療機関の受診は控え、もやいの食料配布や別団体の炊き出しに頼る。もやいによると、食料配布や相談会にはコロナ禍以降、女性や20〜40代の若年層の参加が増えている。担当者は、コロナ禍で失業した人らの家計が回復する前に、物価高が直撃したと指摘。「これまでどうにか生活できていた世帯が、耐えきれず生活保護受給に転じたのでは」と分析する。

いるが「その日暮らしかから解放されるなら『保護を申請しようか』と考えることもある」と気持ちは揺らぐ。コロナ禍で非正規の事務職を失った練馬区の女性

「その日暮らしかから解放されるなら『保護を申請しようか』と考えることもある」と気持ちは揺らぐ。コロナ禍で非正規の事務職を失った練馬区の女性

子どもの貧困 課題と現状

九州・沖縄の支援団体がフォーラム

子どもの貧困について考えようと、九州・沖縄の支援団体によるフォーラムが2月27日、福岡市中央区で開かれた。子どもの貧困問題に取り組む公益財団法人あすのぼ(東京)が主催。沖縄大学の山野良一教授が「議論と調査から考える国・自治体の役割」をテーマに基調講演した後、福岡、熊本、宮崎、沖縄各県で活動する支援団体代表らがパネルディスカッションし、子どもと親をめぐる現状や課題について議論した。内容を詳報する。(本田彩子)



子どもの貧困対策に関するフォーラムには、会場とオンラインを合わせ約130人が参加した

自治体の支援 格差是正を

基調講演 山野良一・沖縄大教授



山野良一教授

個人でなく 社会の問題

「助けて」言える環境こそ

日本社会では長らく、貧困を含む子どもの問題はすべて親、特に母親の問題だと考えられてきた。見ようとしなければ見えない問題であり、常に見続けるという意識が必要だ。子どもの貧困は経済的困難を核として虐待、孤立、子どもの学力低下などあらゆる生活課題が積み重なり、網の目のように張り巡る。この網の目は社会が生み出すもので、子どもや親個人の責任ではな

い。国や自治体、民間の子ども支援活動で変えられる。対策は、所得に関するものだけでなく、子どもに関する支援サービスを当事者が利用できるか、質が伴っているかどうかが鍵となる。しかし、公的サービスは自治体間で格

差が広がっているのが現状だ。4月に施行される改正児童福祉法の中にも、こども家庭センターの設置や訪問支援、一時預かり事業などあらゆる支援策が盛り込まれたが、そのほとんどが市町村の努力義務。本来は国が責任を持つべきだろう。特に注目されるのが子どもの居場所事業。子どもの食事や入浴などの生活を支える新たな居場所の他に、既存施設の質の充実も求められている。一方、児童健全育成推進財団が毎年行う調査によると2021年度、児童館が1カ所もないという自治体は全国の約4割にのぼり、大都市でも見直していくべきだろう。

もある。単に人口規模だけの問題ではないのだ。苦しむ親と子が「助けて」と言える環境をつくることも欠かせない。福岡県越前市では支援につながる仕組み作りを力を入れる。シヨッピンセンター内に相談窓口を設置し、その建物の隣には社会福祉協議会がある。水道料金や市営住宅を担当する職員にも福祉研修をし、貧困家庭が窓口につながるよう努める。行政と民間団体の連携もしっかりとれている。

所得増も、物価高で困窮

4支援団体の発言要旨

目の前にある問題に動く

NPO法人いるか(福岡市)理事長の田口吾郎



さん 市内の公営住宅の一角で行った高齢者・障害者の福祉事業を皮切りに、困難な状況にある子どもたちへの学習支援や子ども食堂、フードバンクなどへと活動を広げてきた。昨年は自家用車のない家庭に向けて公営住宅の敷地内にカーシェアを設置。今後も団地を中心に子どもにとどまらない支援を続ける。

一般社団法人ウィメンズ・フォーラムくまもと(熊本県益城町)代表理事の藤井有貴子



さん 「シェアステーションましき」で子どもの学習や親の就業支援を行っている。利用者からは「シェアステーションの明かりがついているだけで心強い」との声が寄せられた。子育ては一人一人違い、支援もひとつくりにできない。温かい見守りの目を網のように張り巡らせていきたい。

NPO法人らしく(宮崎県都城)理事長の甲斐圭子



さん 都城では、給付金支給や第1子からの保育料無料など支援策が打ち出される一方、移住者が急増して保育士など受け皿不足の問題が発生、結果的に支援金ももらえず生活に困窮した移住者からの相談も受けている。私たちの団体では2014年、子どもの学習支援から活動をスタート。「お米や制服が買えない」「学校に通えない」という利用者の声を受けて子ども宅食や制服バンク、居場所支援などにも活動を広げてきた。目の前にある問題にどう動くかが大切。活動を政策にも落とし込み、私たちがいなくても守られ、子育てできる環境にしたい。

しんぐるまざーず・ふぉーらむ沖縄代表の秋吉晴子



さん 沖縄県内のひとり親200人を対象に昨年末行った生活実態調査によると、親の収入と正社員の割合は前年より増えていたものの、食料や子どもの必需品が買えず「暮らしにゆとりがなくなってきた」と回答した人は約8割に上った。賃金が上がっても物価高をカバーできてない。収入や正社員率という数値だけで見えない、厳しい実態を訴えていきたい。